

ゆう・あいステッププラン

亀岡市男女共同参画計画



平成23年3月

亀岡市

はじめに

男女共同参画社会とは、一人ひとりが、性別にかかわらずお互いを認め合い、協力しながら喜びや責任を分かち合うとともに、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会です。

国では、男女共同参画社会の実現を「21世紀の社会を決定する最重要課題」と位置づけ、少子高齢化やワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的な議論や取り組みを展開しています。



亀岡市においても、平成9年に「ゆう・あいプラン～亀岡市女性政策プラン～」を、平成14年に「新ゆう・あいプラン～亀岡市男女共同参画計画～」を策定しました。また、同年12月には亀岡市男女共同参画条例を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みを進めています。

今回、「新ゆう・あいプラン～亀岡市男女共同参画計画～」の計画期間が終了するに際し、家庭・職場などにおける男女共同参画に関する意識を調査し、計画の推進状況や社会経済状況の動向などを踏まえ、「ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～」を策定しました。

この計画は、基本理念を「性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられるまち 亀岡」として、一人ひとりが性別に関わりなく尊重され、力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、目標の達成年度は平成32年度としています。今後は、この計画に基づき行政・市民・地域・事業者が個々の立場で主体的な取り組みをしていくとともに、それぞれが連携・協力していくことが大切だと考えています。そのためにも、皆さまのより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました亀岡市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、関係者ならびに市民の皆さまに対しまして、心より感謝申し上げます。

平成23年3月

亀岡市長 栗山 正隆

目次

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨	2
2 男女共同参画の動向	3
3 亀岡市の現状と課題	5

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	10
2 計画の基本的視点	12
3 計画の性格と期間	13
4 計画の体系	14

第3章 基本目標と重点プラン

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けてのシステムづくりと意識改革	18
重点プラン1 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し	18
重点プラン2 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	22
重点プラン3 男女共同参画意識づくりの推進、生涯学習の推進	26
重点プラン4 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	29
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	32
重点プラン5 就労の場における男女共同参画の推進	32
重点プラン6 市民活動・地域活動における男女共同参画の促進	37
重点プラン7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） を実現できる環境づくり	41
重点プラン8 国際社会における男女共同参画の理解の促進	46

基本目標 3	男女がともに安心して暮らせる環境づくり	48
重点プラン 9	男女の能力の発揮を可能にするための支援	48
重点プラン 10	あらゆる暴力の根絶	52
重点プラン 11	メディアにおける女性の人権の確立	57
重点プラン 12	生涯にわたる健康の保持と促進	60
基本目標 4	市民と行政の協働による男女共同参画の推進	64
重点プラン 13	男女共同参画の実効性の確保	64

第4章 強化取組事項

強化取組 1	男女共同参画意識づくりの推進	68
強化取組 2	市の政策・方針決定の場への女性の参画の推進	68
強化取組 3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	69
強化取組 4	相談体制の充実	69
強化取組 5	「亀岡市男女共同参画条例」の周知	69

参考資料

プラン策定までの主要経過	72
プランの推進体制	73
亀岡市男女共同参画条例（平成14年 条例第29号）	74
亀岡市男女共同参画審議会委員名簿	78
男女共同参画社会づくりのための市民意識調査のまとめ（概要）	79
男女共同参画社会基本法（平成11年 法律第78号）	82
男女共同参画の推進に関する年表	87
キーワード解説	90

第 1 章

計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

国においては、2000年（平成12年）12月に、この「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が、2005年（平成17年）12月には新たな取組を必要とする分野を加えた「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、取組が進められてきました。

しかし、ジェンダー・エンパワーメント指数 や女性の妊娠・出産時の就業の中断、女性の非正規雇用の割合などをみると、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいない現状があります。

また、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困や格差の拡大、国際化の進展など社会情勢が変化し続ける中、さらに充実した取組につなげていくため、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

本市では、1997年（平成9年）に亀岡市民（女性）の参画により「ゆう・あいプラン～亀岡市女性政策プラン～」を、その後男女共同参画をさらに推進するため、2002年（平成14年）3月に「新ゆう・あいプラン～亀岡市男女共同参画計画～」を策定し、また同年12月には「亀岡市男女共同参画条例」を制定するなど、男女共同参画社会を目指した施策を進めてきました。

しかし、本市においても固定的な性別役割分担意識が払拭しきれない現状や男女の価値観の多様化がみられるとともに、少子高齢化の進行や家族形態の変化、就労形態に対するニーズの多様化、地域社会の変化などが進んでいます。

本計画は、このような近年の社会情勢の変化や市の実情に沿いながら、男女共同参画社会を早期に実現するために施策の内容などを見直し、また、現行計画が終了することも踏まえ、新たに「ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～」として策定します。

※ジェンダー・エンパワーメント指数：女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出する。また、最近ではこれまでのGDI（ジェンダー開発指数）とGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）にかわり、男女間に存在する不平等を明らかにする指標としてGII（ジェンダー不平等指数）が使用されている。

2 男女共同参画の動向

(1) 国の動向

わが国においては、男女平等の実現や女性を取り巻く諸問題の解決に向け、昭和50年に婦人問題企画推進本部が設置され、1977年(昭和52年)に「国内行動計画」が策定されました。

1985年(昭和60年)には「男女雇用機会均等法」の整備を経て、「女子差別撤廃条約」を批准し、法制度面において大きく前進しました。

1994年(平成6年)には推進体制強化のため、内閣府に「男女共同参画推進本部」が設置され、1996年(平成8年)に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

その後1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が制定、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられ、2000年(平成12年)には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。2005年(平成17年)には新たな計画策定の必要性から、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

また、2008年(平成20年)には、男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」が決定されました。

さらにその後の国内外の状況の変化を考慮し、2010年(平成22年)12月、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(2) 府の動向

京都府においては、1981年(昭和56年)12月に女性問題に関する第1次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」が、1989年(平成元年)には、第2次行動計画「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画 - KYOのあけぼのプラン」が策定されました。この計画では、「男女共同参加による豊かな地域社会の創造」、「女性の自立と社会参加を進める条件整備」、「男女平等と共同参加を目指す教育・啓発の推進」等を重要な柱とし、同プランに基づき推進体制の整備が図られるとともに、女性の社会参加促進を力強くアピールする多くの事業が実施されてきました。

また、1996年(平成8年)には、男女共同参画社会づくりの拠点施設である京都府女性総合センター(後に京都府男女共同参画センター(らら京都)に改称)が開設されました。さらに、2001年(平成13年)に第3次行動計画となる「新KYOのあけぼのプラン - 京都府男女共同参画計画 - 」が策定されました。

その後、2011年(平成23年)には、同計画の計画期間の終了に伴い、「KYOのあけぼのプラン(第3次) - 京都府男女共同参画計画 - 」が策定されました。

(3) 市の取組

本市においては、1997年(平成9年)に亀岡市民(女性)の参画による「ゆう・あいプラン~亀岡市女性政策プラン~」を策定しました。同年、女性政策係が設置され、男女共同参画推進事業「ゆう・あいフォーラム」の開催、情報紙「ゆう・あいネット」の発行、自主グループのネットワーク化を目指す「亀岡ゆう・あいサポートシステム」(通称^キ^ッ^ス^ス KYISS)の構築、「女性の悩みごと相談」などの取組を進めてきました。こうした取組から自主的な活動を目指す女性グループが誕生し、2001年(平成13年)には、「亀岡女性議会2001」も開催されました。

その後、市民との協働による男女共同参画社会の実現に向け、さらなる取組を推進するため、2002年(平成14年)3月に「新ゆう・あいプラン~亀岡市男女共同参画計画~」を策定しました。さらに同年12月には、市や市民などの責務を明らかにし、男女共同参画をより推進するため、「亀岡市男女共同参画条例」を制定しました。

「新ゆう・あいプラン~亀岡市男女共同参画計画~」の策定後は、この計画に基づき具体的な実施計画を策定するとともに、亀岡市男女共同参画条例第19条に基づき設置された「亀岡市男女共同参画審議会」において、実施事業の内容及び実施状況を毎年審議し、効果的な施策の推進に努めています。

※亀岡ゆう・あいサポートシステム：男女共同参画の視点を持って、自主的な活動団体・グループの市による登録制度。登録されると、市の広報紙での活動紹介や市からの情報提供が受けられ、また、イベント参加などにより団体活動の活発化、相互の連携の促進が期待される。通称^キ^ッ^ス^ス KYISS。

3 亀岡市の現状と課題

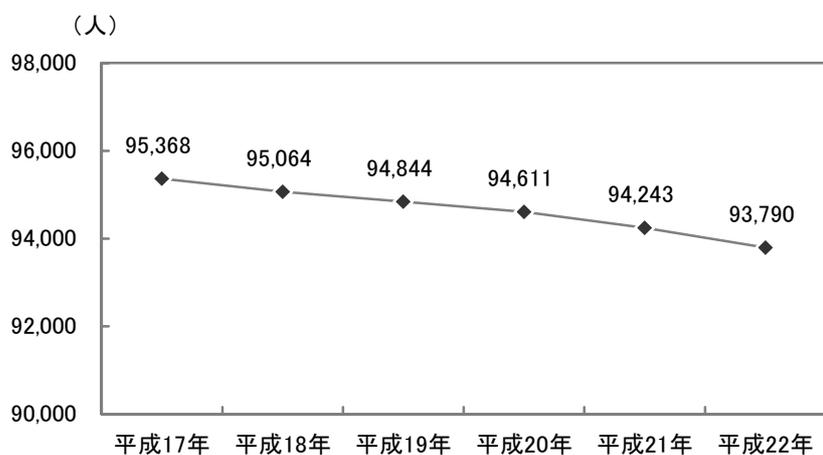
(1) 統計からみる市の現状

①人口

本市の総人口は平成17年以降減少を続けており、平成22年には93,790人となっています。

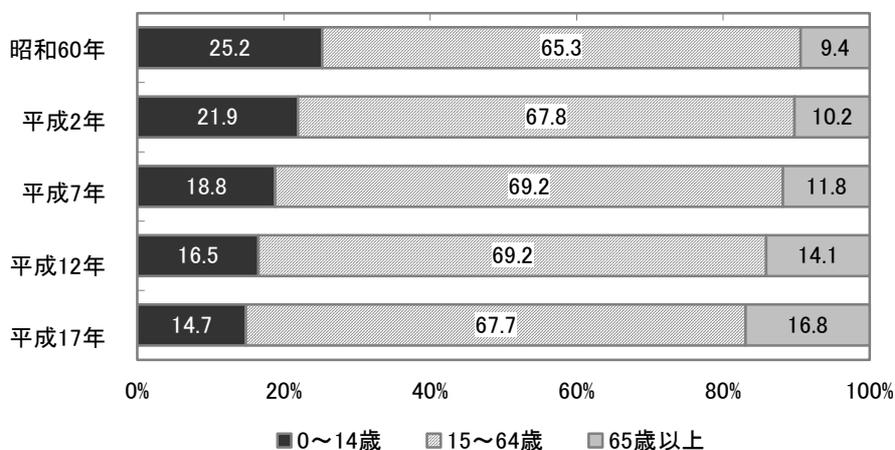
また、年齢三区分別人口割合の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合が減少し、65歳以上の高齢者の割合が高くなっており、少子高齢化の進行がうかがえます。

図 総人口の推移



資料：各年月別人口統計（各年4月1日現在）

図 年齢三区分別人口割合の推移

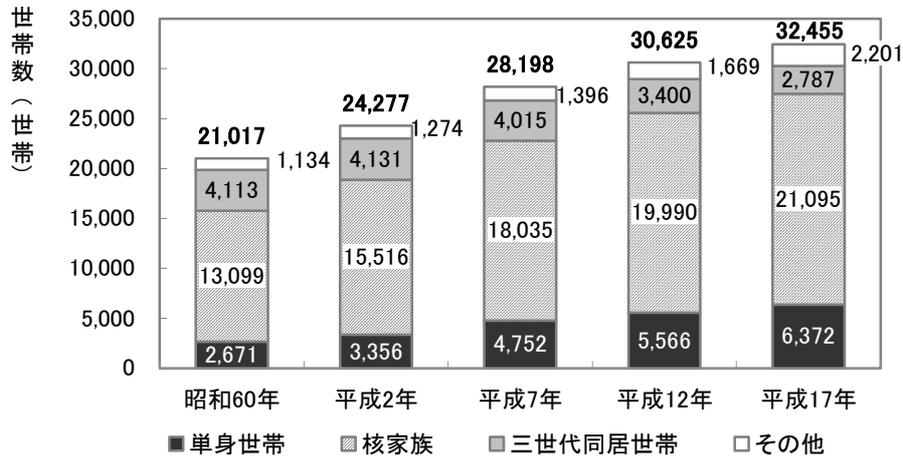


資料：国勢調査

②世帯構成

本市の世帯構成の推移をみると、三世同居世帯が減少し、核家族世帯や単身世帯が増加しており、家族構成の変化がうかがえます。

図 世帯構成別の推移



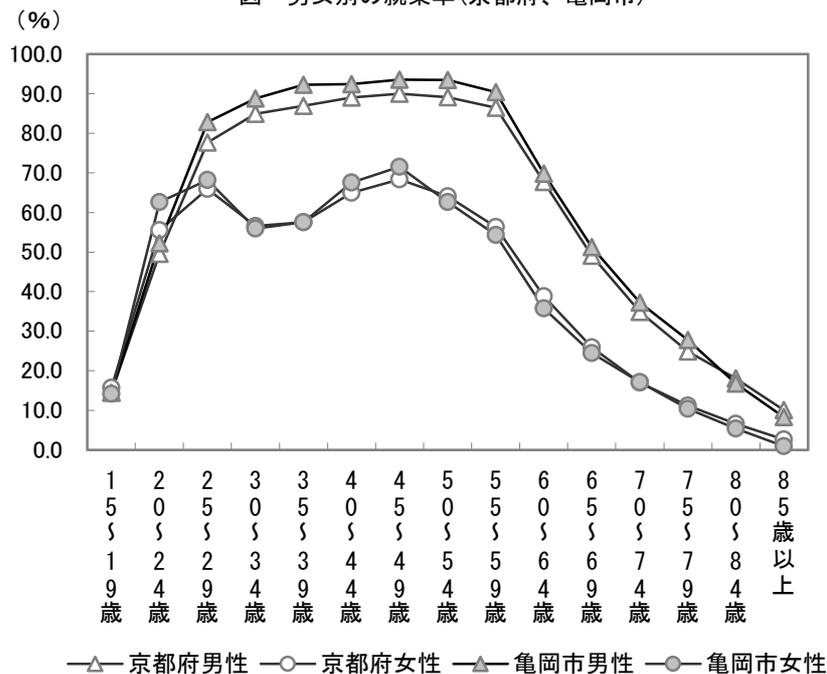
資料：国勢調査

③就業率

男女別の就業率をみると、京都府と同様に男性に比べ女性の就業率が低くなっています。

また、女性については、30歳から39歳の就業率が低くなるM字カーブを描いています。

図 男女別の就業率(京都府、亀岡市)



資料：国勢調査(平成17年)

(2) 意識調査からみる市の現状と課題

本市では、2006年(平成18年)4月に、「新ゆう・あいプラン～亀岡市男女共同参画計画～」策定後の男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握し、今後の取組の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」を実施しました。

この調査では、暮らしにまつわる「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「町内会や地域」、「政治の場」、「法律や制度の上」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体で見た場合」の各分野における男女の平等感について質問しました。

その結果、2000年(平成12年)の調査に比べ、「職場」で「平等である」と感じる人の割合が9.3ポイント高くなっていますが、その他の分野では大きな変化がみられず、男女ともに『男性が優遇されている』といった不平等感が高くなっています。

また、性別でみると、全ての分野において「平等である」の意識は、女性が男性を下回っており、女性の不平等感が強くなっています。

分野のうち、『男性が優遇されている』といった意識が最も高いのは、「社会通念・慣習・しきたりなど」となっており、男女ともに4人に3人が、男性が優遇されていると感じています。

このことから、慣習やしきたりなどは、長い時間をかけて暮らしの中に根づいているために、それらが当然のことと受けとめられることが多い現状がうかがえます。男女共同参画社会の形成を目指す上では、こうした慣習やしきたりを是正する取組を進めることが求められています。

急激に社会情勢が変化する中、個人の価値観やライフスタイルも多様化していますが、今後についても、さまざまな機会を通じてより幅広い世代に、わかりやすく啓発活動を実施したり、子どもの頃からの男女共同参画に関する理解の浸透を図るなどし、市民の意識づくりと行動の変容を促すことが大切です。そして、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場面において、不平等感をなくし、誰もが自分らしくいきいきとした生活を送ることができる社会を目指すことが必要です。

第 2 章

計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会とは、一人ひとりが、性別にかかわらず互いを認め、協力しながら喜びや責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会です。

難しく考えられがちですが、『**女性だから、男性だから、という理由だけでしたいことができなかつたり、特定の仕事や役割が偏っていたりする社会ではなく、女性も男性も自分の意志で社会に参画し、互いに支えあいながら、自分らしく力を発揮できる社会**』だと考えれば、男女共同参画社会がより身近に感じられるのではないのでしょうか。

本計画では、女性、男性といった性別にとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、以下の基本理念を設定します。

基本理念

性別にとらわれず、
誰もが自分らしく
生きられるまち 亀岡



基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けてのシステムづくりと意識改革

男女共同参画社会の実現に向けて、市民がその認識を深め、生活の中に男女共同参画意識を定着させることができるよう、親しみやすい啓発活動などを実施します。

また、あらゆる場面に存在する固定的な性別役割分担意識による社会制度や慣行の見直しを進め、個人の選択が尊重される社会を目指します。そして、このように推進してきた男女共同参画社会をさらに発展させるため、次代を担う子どもたちの男女共同参画の理解の促進を図ります。

基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

少子高齢化の進行、雇用の変化、グローバル化などの進展は、個人の価値観の変化や人々のライフスタイルの多様化に大きな影響を与えています。一方で、非正規雇用や長時間労働などの問題が取り上げられ、男女の働き方や家庭生活、地域生活への関わり方を見直すことが求められています。このため、家庭、地域、職場などあらゆる場面で、性別にかかわらず一人ひとりが参画する気運を醸成し、互いに協力して責任を分かち合い役割を果たせる社会を目指します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、一人ひとりの健康を守り、自己実現を可能にするとともに家族が安心して暮らすことにおいて重要となるため、その浸透を図ります。

基本目標 3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会形成の基盤をつくるには、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。しかし、経済・雇用情勢の急激な悪化など環境の変化により、さまざまな困難に直面する男女が増えています。このため、援助を必要とする男女の実情を把握し、生活の自立と安定を図るための必要な措置を講じます。

また、すべての市民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図り、一人ひとりが持てる能力を十分に発揮し、安心して暮らせる社会をつくります。

基本目標 4 市民と行政の協働による男女共同参画の推進

本市を拠点に活動する市民団体や個人の活動を支援し、市民と行政との協働による取組をあらゆる場面で推進します。また、計画の実効性を確保するため、推進体制を整備するとともに、計画の確実な進行管理を行います。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和がとれた状態を示す。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章ではこれを実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

2 計画の基本的視点

(1) 男女共同参画への理解と行動の促進

男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画について一人ひとりが理解し、社会全体で実践的な行動を推進していくとともに、行動に至っていない分野には重点的に取組を促します。

(2) 個の尊重・自己実現できる豊かな社会

「女らしさ、男らしさ」といったジェンダーにとらわれた意識に基づいた制度や慣行が残る社会から、一人ひとりが自立した考え方や行動を身につけ、能力を存分に発揮できる社会への変革のための取組を推進します。

(3) 市民と行政の協働

男女共同参画社会は、行政の取組だけでは実現できません。市民一人ひとりや各種団体・組織がそれぞれの生活の中で男女共同参画意識を持って活動していくことが求められます。このため、本計画では、行政・市民・地域・職場など、それぞれの役割を明確にした上でなおかつ、相互に連携し合いながら男女共同参画社会実現のための取組を推進します。

※ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

3 計画の性格と期間

本計画は、「男女共同参画社会基本法」(1999年(平成11年)制定)第14条第3項に基づき策定された国の「第3次男女共同参画基本計画」、府の「新KYOのあけぼのプラン - 京都府男女共同参画計画 - 」の基本的考え方や男女共同参画に関する市民の意識と実態調査を踏まえ、男女共同参画社会を形成していくために必要な取組の指針として策定するものです。

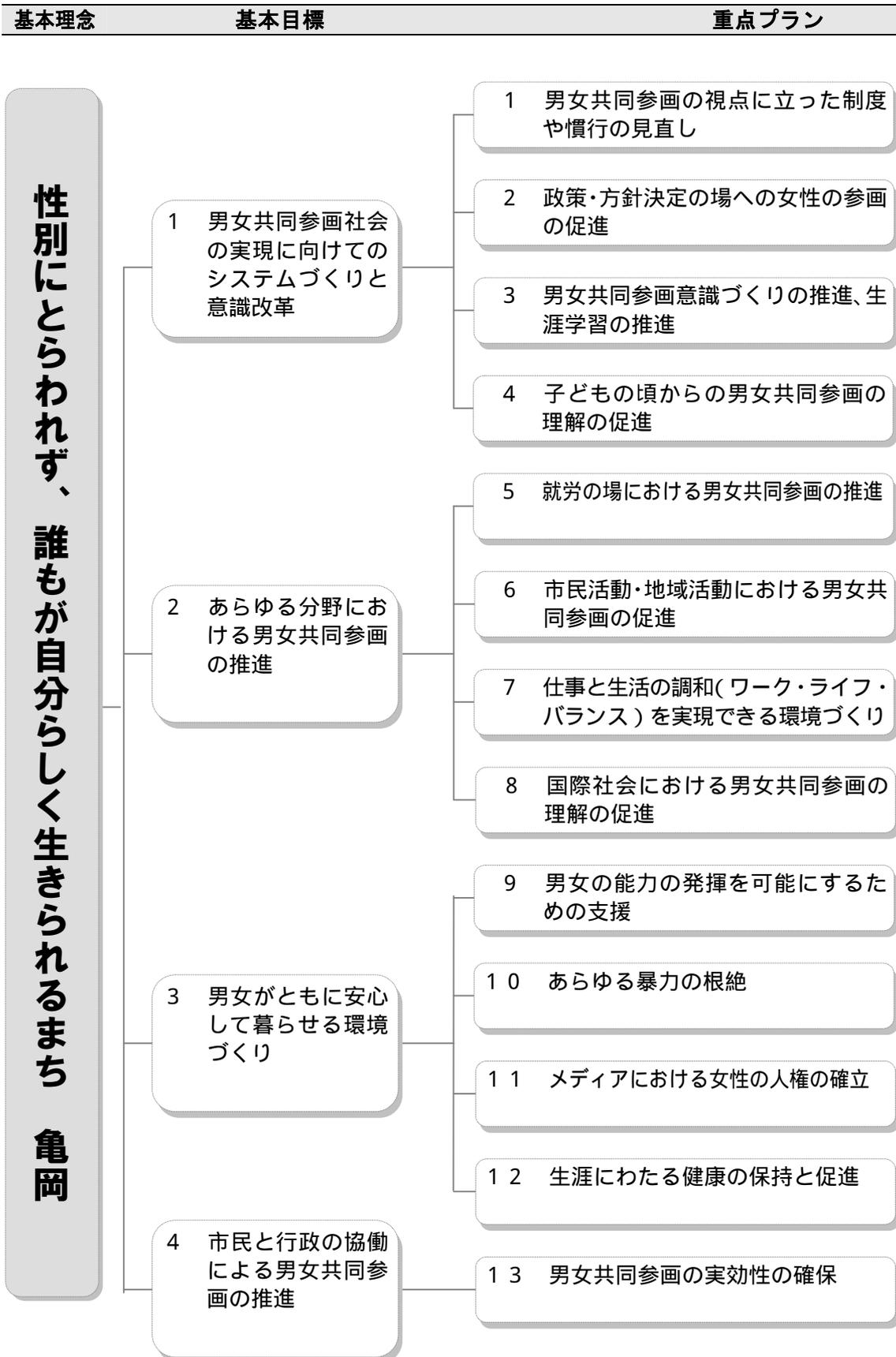
また、「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」を上位計画とするとともに、関連諸計画との整合性を図ります。

計画期間は、平成23年度から平成32年度とします。

なお、本計画の策定にあたっては、2006年(平成18年)4月に実施した「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」及び2009年(平成21年)9月に実施した「亀岡市男女共同参画に関する事業所調査」の結果を反映しています。さらに、2010年(平成22年)7月に亀岡市男女共同参画基本計画策定にかかる市民ワーキング会議(以下、「市民ワーキング会議」という)同年8月には亀岡市男女共同参画推進員会議においてワーキングを実施し、その結果も反映しています。



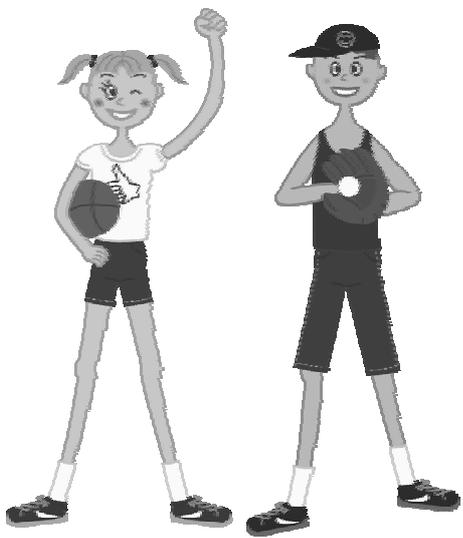
4 計画の体系



本計画の基本理念である「性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられるまち 亀岡」の実現のため、先の基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を進めます。

施 策

- | | | |
|----|--|-------|
| 1 | 性別役割分担・差別意識に基づいた制度や慣行の見直し | (P20) |
| 2 | 制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供 | (P20) |
| 3 | 男女共同参画による行政運営のための職員の意識改革 | (P20) |
| 4 | 市の審議会等への女性の積極的登用 | (P23) |
| 5 | 市の女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用 | (P23) |
| 6 | 企業・各種団体・地域活動における意思決定の場への参画促進 | (P24) |
| 7 | ポジティブ・アクションの推進 | (P24) |
| 8 | 多様な媒体を通じた広報・啓発、情報提供 | (P27) |
| 9 | 男女共同参画社会づくりに向けた生涯学習の推進 | (P27) |
| 10 | 保育所(園)・幼稚園における男女共同参画教育の推進 | (P30) |
| 11 | 学校における男女共同参画教育の推進 | (P30) |
| 12 | 学校運営体制における男女共同参画の推進 | (P31) |
| 13 | 雇用の場における男女共同参画の促進 | (P34) |
| 14 | 農林業・自営業における男女共同参画の推進 | (P34) |
| 15 | 多様な就業機会の確保に向けた支援 | (P34) |
| 16 | 地域活動における男女共同参画の推進と市民団体・地域団体の活動への支援 (P39) | |
| 17 | 男女が子育て・介護を担える環境づくり | (P43) |
| 18 | 総合的な子育て支援 | (P43) |
| 19 | 男女がともに豊かな高齢期をおくる条件整備 | (P44) |
| 20 | 家庭における男女共同参画の啓発 | (P44) |
| 21 | 国際交流事業における男女共同参画の推進 | (P47) |
| 22 | 能力発揮のための学習機会の提供・情報提供 | (P48) |
| 23 | 女性グループ・ネットワークづくりへの支援 | (P49) |
| 24 | 社会的に不利な状況にある人々への支援 | (P49) |
| 25 | 相談体制の充実と連携の強化 | (P50) |
| 26 | 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり | (P54) |
| 27 | 配偶者等からの暴力への対策の推進 | (P54) |
| 28 | セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | (P55) |
| 29 | 男女共同参画の視点に立った市の刊行物発行の推進 | (P57) |
| 30 | メディア・リテラシーの育成 | (P58) |
| 31 | ライフステージに応じた健康づくりへの支援 | (P61) |
| 32 | 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進 | (P61) |
| 33 | 男女共同参画条例の周知 | (P64) |
| 34 | 市民との協働による男女共同参画の推進 | (P65) |
| 35 | 庁内連携による計画の推進 | (P65) |
| 36 | 苦情処理のためのシステムづくり | (P65) |
| 37 | 計画の進行管理 | (P66) |



第 3 章

基本目標と重点プラン

重点プラン 1 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

現状・課題

男女共同参画社会基本法が制定されてから 10 年以上が経過しました。本市でも 1997 年(平成 9 年)に「ゆう・あいプラン～亀岡市女性政策プラン～」を、2002 年(平成 14 年)には「新ゆう・あいプラン～亀岡市男女共同参画計画～」を策定し、男女共同参画に関するさまざまな施策を総合的に推進してきました。

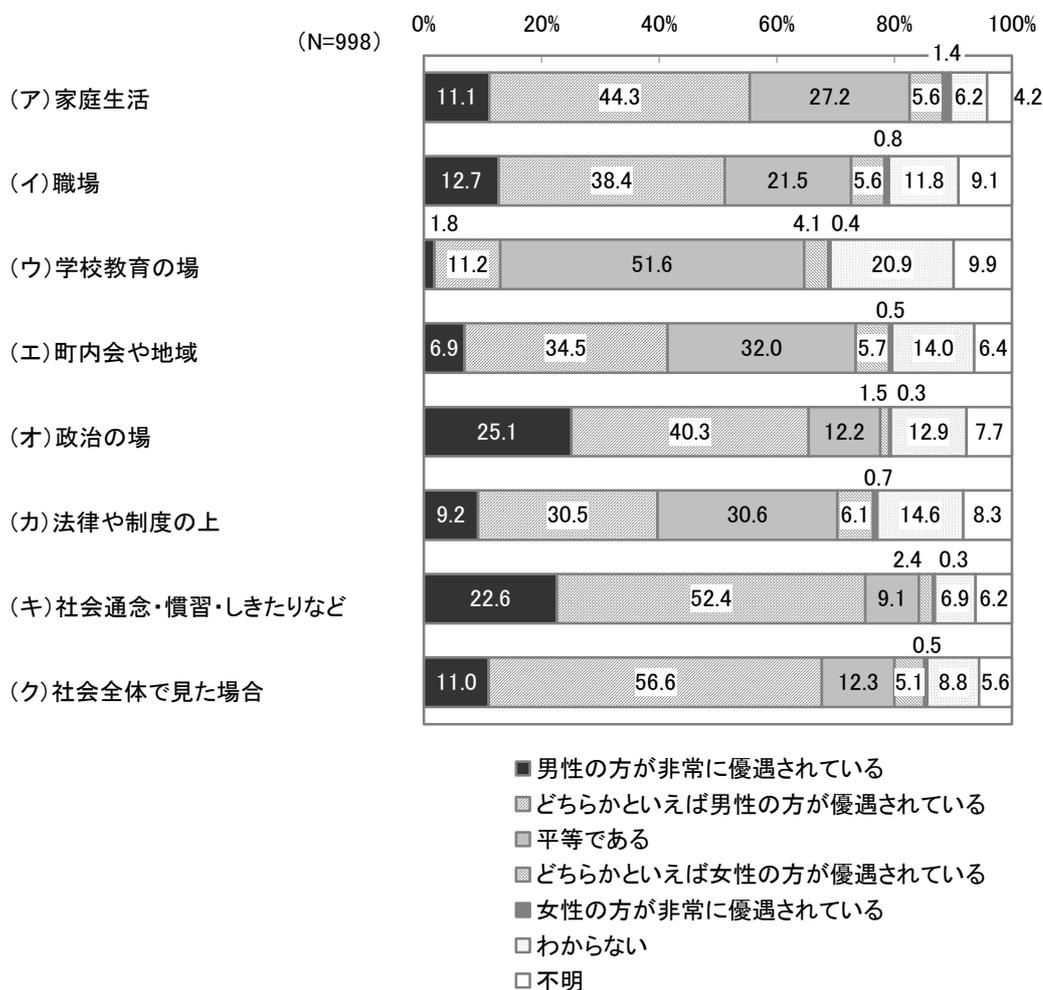
具体的には、男女共同参画情報紙「ゆう・あいネット」の発行により市民への意識啓発を図ったり、市の内部からも意識が改革されるよう、市職員の研修を実施するなどしてきました。

しかし、市民意識調査結果では、社会のあらゆる分野で『男性が優遇されている』と感じている人の割合は依然高く、特に「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体で見た場合」では不平等感が高くなっています。

市民ワーキング会議でも、市民の意識の中に「男らしさ、女らしさ」といったジェンダーにとらわれた意識が根強く残っているといった意見がみられ、市民への男女共同参画意識の浸透が十分とは言い難い状況があります。男女共同参画社会を実現するためには、ジェンダーにとらわれた意識の改革とこれに基づいた社会制度や慣行の見直しが求められます。このため、「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるような「男性」「女性」という性別の違いだけでその役割を区別する意識を払拭する啓発を一層推進するとともに、社会制度や慣行の見直しにつながる身近で実践的な、幅広い世代にわかりやすい啓発活動を進める必要があります。



図 分野別の男女平等感



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（平成18年度）

方向性

ホームページや広報紙などあらゆる媒体を通じ男女共同参画に関する広報活動を行い、男女共同参画社会についての理解を促進します。

また、市職員の研修を行うとともに、幅広い世代の市民を対象に講座などの学習機会を提供し、固定概念にとらわれた社会制度や慣行の見直しにつながる、わかりやすく、実践的な啓発活動を充実します。

行政の役割

事業		事業内容	担当課	平成32年度 までの方向性
施策1 性別役割分担・差別意識に基づいた制度や慣行の見直し				
1	人権意識調査	人権に関する市民意識調査を実施し、結果の分析を行い、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指した人権行政推進の基礎資料として活用を図ります。	人権啓発課	継続
2	男女共同参画意識調査	男女共同参画社会の浸透を確認、分析・把握するため、定期的に市民の意識調査を実施し、男女の固定的な役割分担意識の変革を促すための啓発に活用します。	人権啓発課	継続
施策2 制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供				
3	市広報紙を通じた啓発・情報提供	市広報紙を利用し、男女共同参画に関する啓発・情報提供の広報活動を行います。また、ジェンダーに敏感な視点に立った広報紙づくりに努めます。	秘書広報課	継続
4	情報紙「ゆう・あいネット」の発行	わかりやすく、親しみやすい情報紙の作成や市ホームページへの掲載により、市民にさまざまな情報を提供し、男女共同参画社会づくりの意識啓発を行います。	人権啓発課	継続
施策3 男女共同参画による行政運営のための職員の意識改革				
5	市職員の研修の充実	人権研修の中で、男女共同参画にかかる研修を計画的に実施します。また、ジェンダーに敏感な職員を育成するため研修の機会を増やします。	人事課	継続

新規：新たに取り組む事業

充実：以前から実施している事業で、拡充するもの

継続：以前から実施している事業で、引き続き事業を継続するもの

個人や家庭の役割

- ・ジェンダーに基づく男らしさ、女らしさという固定観念にとらわれていないか確認し、あれば見直しましょう。
- ・家庭で性別による役割分担がされていないか確認し、あれば見直しましょう。
- ・性別にかかわらず互いを尊重し、助け合いましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・たとえば、自治会の役員には男性が多いなど、どちらかの性別に偏って地域の役員を担うような慣習・慣行を見直しましょう。
- ・男性も女性も同じように参加できる地域活動にしましょう。

【職場】

- ・性別によって役割を分けている現状があれば、見直しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
「男は仕事、女は家庭のことを主に担う」という考え方に、同感しない市民の割合【人権啓発課】	36.2%	40%
「キラリ☆亀岡」への特集記事としての掲載回数【秘書広報課】	年1回以上	年1回以上
男女共同参画にかかる研修の実施回数【人事課】	年1回以上	年1回以上

重点プラン2 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

現状・課題

少子化が進行する中、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を築くためには男性、女性といった性別にかかわらず、多様な人材の能力を活用していくことが重要となります。そのためには、男女が対等な立場に立ち、あらゆる分野に参画する機会が確保され、一人ひとりが社会における責任を果たしていくことが必要とされます。

本市では、このような環境を整備するため、審議会での女性の登用や女性職員の積極的登用などを進め、地域に向けては自治会等の方針決定の場への女性の参画を促す取組を進めてきました。

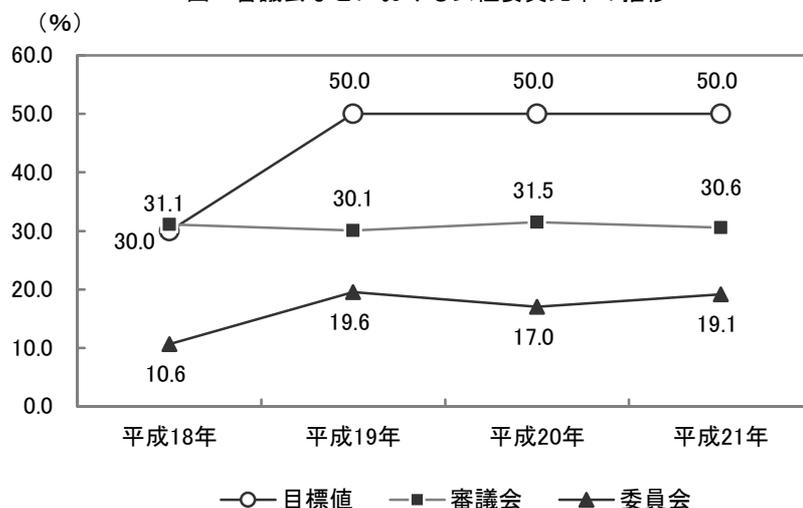
しかし、実際には審議会の女性委員比率は一定の割合で推移しており、地域活動でも自治会では女性の委員が少なく、地域活動の方針決定の場に女性が参画できていない状況がうかがえます。

このため、政策・方針決定過程における女性の役割や参画することによる効果などをわかりやすく啓発し、地域社会全体の意識を変革する働きかけが必要です。

また、方針決定過程への女性の登用について事業者へ働きかけると同時に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や女性が参画しやすい会議運営の方法を検討するなど、環境づくりを進めることが必要となります。

さらには、女性が持つ能力を發揮できるよう、女性自身にも政策・方針決定の場へ参画していく意識や行動の変革が求められます。

図 審議会などにおける女性委員比率の推移



資料：人権啓発課

方向性

女性の政策・方針決定過程への参画の必要性や効果について周知を図り、審議会等への女性の登用、地域活動や事業所での政策・方針決定過程への参画を促進します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について事業所を中心に働きかけ、女性が参画しやすい環境づくりを促進します。

さらに、女性自身の意識や行動の改革を促せるよう、教育・学習機会の充実を図ります。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性	
施策4 市の審議会等への女性の積極的登用				
1	市の審議会等への女性の積極的登用	「審議会等の設置及び公開に関する指針」を遵守するよう全庁に周知するとともに、女性人材登録システムの積極的な活用を促進し、女性比率を一層高めるよう努めます。また、男女共同参画社会に向けた新たな社会の仕組みの構築に向けて、政策・方針決定の場への女性の積極的登用を促進するため、審議会等の女性比率を定期的に公表し、女性登用に対する職員の意識高揚を図ります。	企画政策課 関係課 人権啓発課	継続
施策5 市の女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用				
2	市女性職員の積極的登用	女性職員の職域拡大を図ることとし、適材適所に管理職登用を図ります。また、女性職員の「管理監督者昇任試験」の積極的な受験を促進します。	人事課	継続

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策6 企業・各種団体・地域活動における意思決定の場への参画促進			
3	企業・事業所等への啓発・情報提供	市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、女性の職域拡大、管理職への登用、女性の能力啓発のための研修機会の拡充を図るための啓発、情報提供を行います。	商工観光課 継続
4	地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進	自治会、PTA、農業関連等の各種団体における意思決定の場への女性の参画を促進します。	人権啓発課 自治防災課 農政課 農業委員会 社会教育課 継続
施策7 ポジティブ・アクションの推進			
5	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）についての啓発・情報提供	ポジティブ・アクションの促進に向け、情報紙やホームページ等を利用して情報提供を行います。また、関係機関と連携し市内事業所を対象に研修を実施します。	人権啓発課 継続



※**ポジティブ・アクション**：積極的改善措置。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が該当する。

個人や家庭の役割

- ・性別にかかわらず政策・方針決定過程へ積極的に参画していく意識を持ちましょう。
- ・政策・方針決定過程へ積極的に参画するため、学習の機会を積極的に活用し、自らの能力向上に努めましょう。
- ・配偶者など身近な女性の参画意欲に対する理解を深め、協力しましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・性別にかかわらず、方針決定過程へは適切な人材を活用し、参画しやすい活動方法を検討しましょう。
- ・女性が参画しやすい会議の運営方法を検討しましょう。

【職場】

- ・女性の管理職のあり方について考えましょう。
- ・性別にかかわらず、個人の能力に応じた方針決定過程への参画を進めましょう。
- ・管理職登用のための評価基準を男女同一にし、女性の管理職登用を進めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
審議会等の女性委員の比率 【企画政策課、人権啓発課】	30.6%	50%
女性委員のいない審議会の組織数 【企画政策課、人権啓発課】	4	0
女性職員の管理監督職昇任試験の受験率【人事課】	対男性職員 △13.1%	対男性職員 同 率
女性管理監督職員の率（医療職除く） 【人事課】	19.3%	28.3%
企業における人権講座開催、ポジティブ・アクション に向けたチラシ配布回数【商工観光課】	年1回以上	年1回以上
P T Aにおける女性役員の割合【社会教育課】	28.6%	35%

重点プラン3 男女共同参画意識づくりの推進、生涯学習の推進

現状・課題

本市ではこれまで、男女共同参画社会の実現に向けて固定的な性別役割分担意識を解消するため、あらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する知識の普及に努め、意識改革につながる啓発を実施してきました。

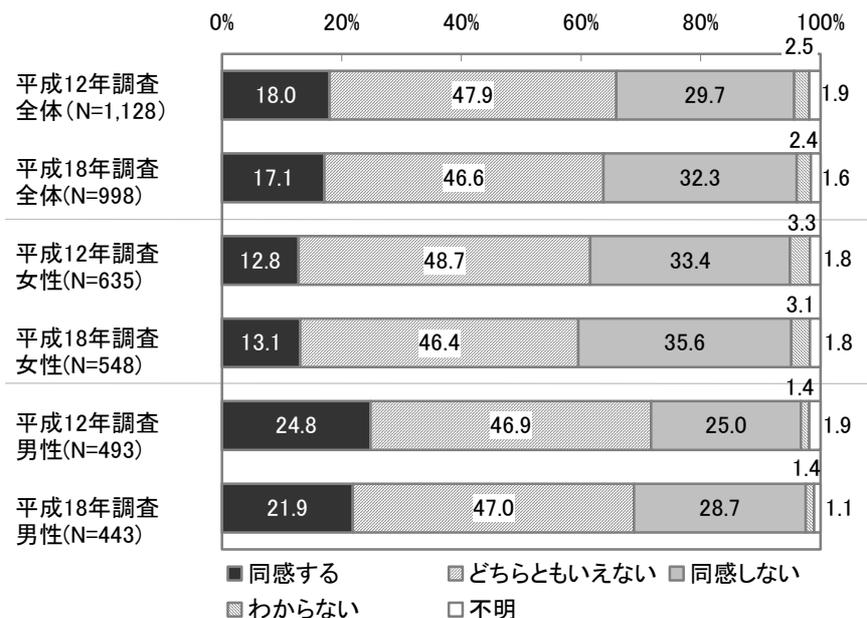
この結果、市民意識調査結果では、「男は仕事、女は家庭を主に担うべき」という考え方について、「同感する（肯定派）」より「同感しない（否定派）」の割合が高くなっています。

また、平成12年に実施した調査結果と比較すると、特に男性で「同感する（肯定派）」の割合が減少しているものの、意識の変化はわずかです。

さらに、平成22年7月に行った市民ワーキング会議において、男女共同参画意識を持ち始めていても、生活の中での実践には至っていないといった意見がありました。このような長い期間をかけて定着した固定的な性別役割分担意識を払拭するには、さらなる取組が求められます。

このため、今後も引き続き、男女共同参画に関する認識を深め、性別に基づく固定的な役割分担意識が解消されるよう、幅広い世代へわかりやすく、実践につながるような啓発、学習機会の充実が必要です。

図 「男は仕事、女は家庭のことを主として担うべきだ」という考え方について



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（平成18年度）

方向性

男女共同参画について理解を深め、慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担を見直すため、幅広い世代の市民が興味を持てる内容で講座等を開催し、男女共同参画についての理解の促進や情報提供に努めます。

行政の役割

事業		事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策8 多様な媒体を通じた広報・啓発、情報提供				
1	情報紙「ゆう・あいネット」の発行（再掲）	わかりやすく、親しみやすい情報紙の作成や市ホームページへの掲載により、市民にさまざまな情報を提供し、男女共同参画社会づくりの意識啓発を行います。	人権啓発課	継続
2	関連図書・資料の収集と提供	あらゆる年齢を対象とした資料の収集と情報の提供により、男女共同参画社会を目指した意識啓発を行います。	図書館	継続
3	啓発ビデオや本の貸出、情報提供	学校教育、社会教育において活用してもらえる情報の収集・提供により、女性、男性といった性別にかかわらず、その個性と能力が十分発揮でき、多様な生き方ができる社会、男女共同参画社会を目指して意識啓発を行います。	人権教育課	継続
施策9 男女共同参画社会づくりに向けた生涯学習の推進				
4	男女共同参画講座の開催	男女共同参画の推進を妨げる男女の固定的な性別役割分担意識の変革を促すため、男女共同参画に関する学習機会を提供します。	人権啓発課	継続
5	生涯学習ゆう・あい賞顕彰制度の実施	一人ひとりが互いに認め合い尊重し合う生涯学習のまちづくりを進め、男女共同参画社会の発展に大きく寄与している個人または団体を表彰します。	市民協働課	継続
6	人権教育講座	さまざまな人権課題の中でも、女性の人権を取り上げて講座を開催します。また、広く市民を対象に、自分自身の生活と関わった「気づき」と「行動」につながるような、わかりやすい講座を開催します。	人権教育課	継続

事業		事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
7	出会い・発見・共生 人権を考える 亀岡市女性集会	一人でも多くの市民が人権について考える場となるよう、記念講演や分科会を柱とした集会を開催します。	人権教育課	継続

個人や家庭の役割

- ・男女共同参画に関する情報に関心を持ち、男女共同参画社会の必要性を理解しましょう。
- ・男女共同参画や人権に関する講座やフォーラムなどに積極的に参加し、学んだことを実践しましょう。

地域・職場の役割

【地域・職場】

- ・男女共同参画について話し合う機会や学習する機会を持ち、男女共同参画に関する理解を深め、実践しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
「男は仕事、女は家庭のことを主に担う」という考え方に、同感しない市民の割合（再掲）【人権啓発課】	36.2%	40%
男女共同参画に関する図書の購入冊数【図書館】	22冊	20冊以上
男女共同参画やジェンダーを意識したお話会の実施回数【図書館】	2回実施	年2回以上
男女共同参画に関する図書の展示の実施回数【図書館】	2回実施	年2回以上
人権教育講座で女性の人権をテーマに設定する回数【人権教育課】	年4回講座開催のうち、1回	年1回以上

重点プラン4 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

現状・課題

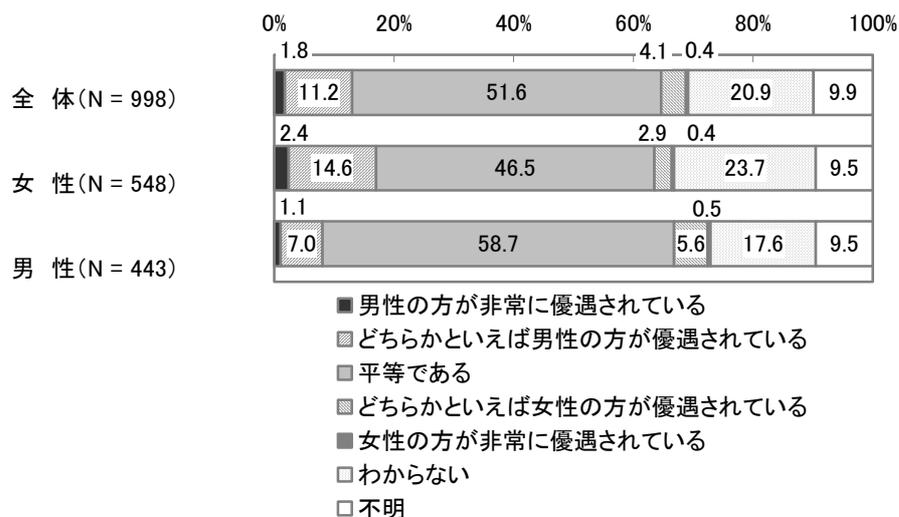
一人ひとりが性別にとらわれず、主体的で多様な生き方を選択し、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画意識を育てていくことが重要です。

本市においては、子どもの成長に合わせて男女共同参画の視点に立った保育や教育を進めています。この結果、市民意識調査結果では、分野別の平等感について「学校教育の場」は他の分野に比べて『平等』とする人の割合が約5割と高くなっており、学校教育の場で男女共同参画が進んでいることがわかります。

しかし一方では、男性に比べ女性で「平等である」と感じている人の割合が低い現状にあたり、男女の固定的な価値観を与えてしまう、隠れたカリキュラムが存在していることも指摘されています。

このため、今後も引き続き男女共同参画についての理解を促進し、人権を尊重する感性を育てる教育・学習の充実を図るとともに、これらの取組を学校・家庭・地域において、相互の連携を図りつつ推進することが必要です。

図 学校教育での男女平等感



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（平成18年度）

※隠れたカリキュラム：学校における制度や慣行、教員の言葉や態度などを通して、無意識のうちに子どもたちに伝承され、影響を与えてしまう事柄。

方向性

男女共同参画社会を実現するため、子どもの頃から人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら行動したり、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実するとともに、学校運営を含めた教育環境の整備を推進します。

また、児童生徒が健康の大切さを正しく理解し、その健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう健康と安全に関わる教育を推進します。

さらに、学校、地域、家庭の連携による男女共同参画の理念を踏まえた教育を促進します。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性	
施策10 保育所（園）・幼稚園における男女共同参画教育の推進				
1	男女共同参画の視点に立った保育の実践研究事業	保育教材や保育内容の点検を行い、固定的な性別役割意識にとられない保育・教育活動を実施します。また、保育士等職員について、男女共同参画社会の形成に向けた研修を実施します。	こども福祉課	継続
2	幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の推進	幼児期から、性別にとられない子どもたちの個性を大切に、一人ひとりが認め合い、助け合いができる教育活動を推進します。また、子どもの虐待や家庭内暴力等についての教職員研修を実施します。	学校教育課	継続
施策11 学校における男女共同参画教育の推進				
3	学校における男女共同参画の視点に立った教育の推進	発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努めます。また、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて、指導の充実を図ります。	学校教育課	継続
4	心身の健康と安全に関わる教育の充実	学校教育を通じて発達段階に応じ、喫煙・飲酒についての健康被害やH I V / エイズ、性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識・情報の提供を行います。	学校教育課	継続

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性	
施策12 学校運営体制における男女共同参画の推進				
5	学校運営における男女共同参画の推進	女性管理職の積極的な登用を促進します。また、セクシュアル・ハラスメントに関する研修を実施します。	教育総務課 学校教育課	継続

個人や家庭の役割

- ・保護者自身が男女共同参画社会づくりに関心を持ちましょう。
- ・子どもに対して、性別による固定的な考え方を押し付けていないか確認しましょう。
- ・性別にかかわらず、子どもの頃から相手を思いやる心を育みましょう。
- ・性別による固定概念ではなく、子ども一人ひとりの能力を大切に育みましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・子どもの性別にかかわらず、子ども一人ひとりを地域社会全体で育てる意識を持ちましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
公立小学校における女性管理職の登用率【教育総務課】	13.9%	25%
公立中学校における女性管理職の登用率【教育総務課】	0.0%	18.8%
公立中学校における職場体験の参加率【学校教育課】	97.0%	98%

重点プラン 5 就労の場における男女共同参画の推進

現状・課題

産業構造の変化等社会情勢の変化により女性の雇用機会自体は増えているものの、固定的な性別役割分担意識などを背景に、男性に比べて女性では低賃金で雇用が不安定になりがちで非正規雇用者の割合が高いことが指摘されています。

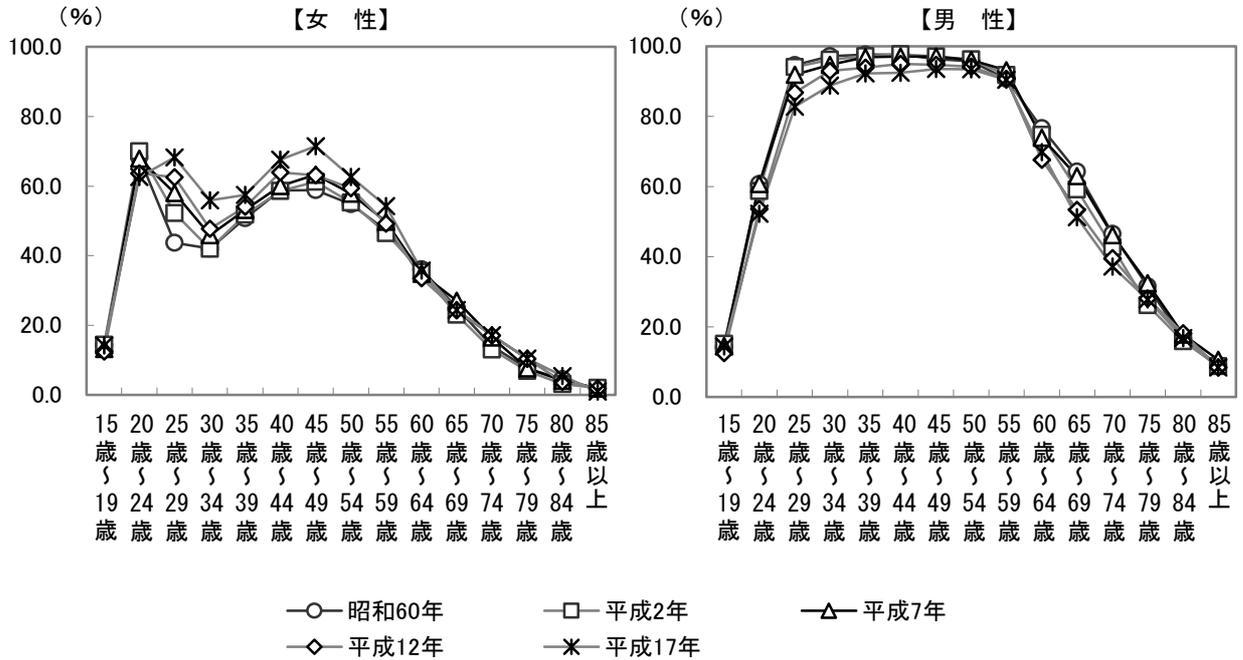
また、女性の労働力率については、全国的に 30 代で落ち込む、いわゆる M 字カーブを今なお描いています。これは本市においても例外ではなく、年々就業率は高くなってきているものの、女性の 30 歳から 39 歳では就業率が一旦落ち込んでいます。

この背景には、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことがうかがえます。30 代は職業人としてのキャリアを形成する重要な時期であり、女性が就業を継続し、職業能力を高め、より高い役職を得る機会が十分に実現できていない状況は男女間の賃金格差に影響していることも考えられます。

本市においては、男女の平等な雇用機会を確保するため、事業所へ関連法の知識を普及するなどの取組に努めてきました。これらの取組により、市民意識調査結果では、「職場」における平等感について改善されてきているものの、依然『男性が優遇されている』と感じる人の割合が男女ともに 5 割を超えています。

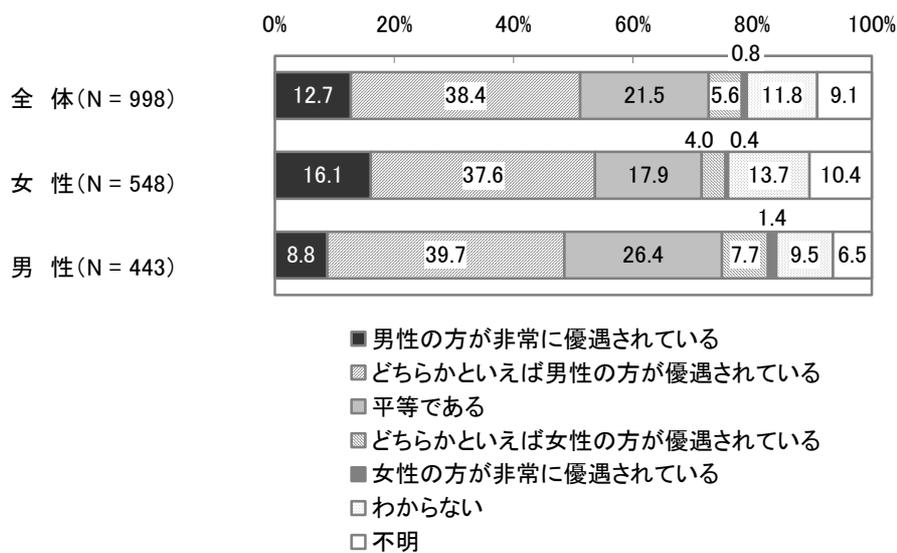
このため、個人の能力の開発や男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正、働き方の見直し、多様な就労機会の確保など、性別にかかわらず、労働者がライフスタイルに応じて、多様かつ柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備とともに、多様な選択を可能にする労働者自身の職業能力を開発する機会の提供が必要です。

図 男女別年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

図 職場での男女平等感



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」(平成18年度)

方向性

男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、労働者が性別により差別されることなく、働きやすく、能力を發揮できる職場環境づくりを促進します。

また、女性が出産・育児を経験しながら、生涯にわたって継続就業・再就職したり、男性についても年代やライフスタイルに応じて多様な働き方ができるよう労働者自身の能力開発に向けて、必要な知識・技術の習得のための情報提供や相談体制の充実に努めます。

農業従事者については、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定 について理解の促進を図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進にも努めます。

行政の役割

事業		事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策13 雇用の場における男女共同参画の促進				
1	企業・事業所に対する男女雇用機会均等法、パート労働法、育児介護休業法等労働関連法知識の啓発	市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、企業職場における男女共同参画を推進するための企業体制の整備、セクシュアル・ハラスメント防止等働く女性の人権、地位向上に向けた啓発を行います。	商工観光課 人権啓発課	継続
施策14 農林業・自営業における男女共同参画の推進				
2	亀岡市元気農業プランの推進	男女共同参画の視点に立った取組を通じて、農業の担い手である女性の能力を適正に評価し、さらに主体的に参画できる環境整備を図ります。	農政課	継続
施策15 多様な就業機会の確保に向けた支援				
3	企業・事業所に対する男女雇用機会均等法、パート労働法、育児介護休業法等労働関連法知識の啓発（再掲）	市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、企業職場における男女共同参画を推進するための企業体制の整備、セクシュアル・ハラスメント防止等働く女性の人権、地位向上に向けた啓発を行います。	商工観光課 人権啓発課	継続

※家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、経営内において家族一人ひとりの役割と責任を明確にするなど、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

個人や家庭の役割

- ・性別により、特定の仕事や役割が一方の性別に偏らないようにしましょう。
- ・性別にかかわらず、互いに思いやりを持って役割を果たし、働きやすい環境づくりをしましょう。
- ・男女がともに、育児・介護休業制度等を積極的に利用しましょう。
- ・男女がともに働くことに家族が理解し、協力しましょう。
- ・性別によって固定的に役割を分担している意識がないか確認し、あれば見直しましょう。
- ・性別にかかわらず視野を広げ、学ぶ意欲を持ちましょう。
- ・学習の機会を積極的に活用し、自らの能力向上に努め、性別にとらわれることなく、個性や能力を十分に発揮しましょう。
- ・女性は結婚・出産による退職を前提としない多様な働き方がないか考えてみましょう。

地域・職場の役割

【職場】

- ・性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりをしましょう。
- ・労働条件や評価基準が性別によって差別されていないか確認し、必要に応じて見直しましょう。
- ・男女雇用機会均等法などの法令を遵守し、採用・配置・昇進などで男女の差別的な取扱をしないようにしましょう。
- ・男女がともに育児・介護休業制度等を利用できるような職場環境づくりに努めましょう。
- ・短時間正社員制度や出産後の再雇用制度など多様な働き方への対応を検討しましょう。
- ・学習・資格取得の奨励など能力向上のための機会を提供するとともに、研修などに参加しやすい職場環境づくりに努めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
企業における人権講座開催、ポジティブ・アクションに向けたチラシ配布回数（再掲）【商工観光課】	年1回以上	年1回以上
性別にとらわれない環境づくりに向けた郷土料理講習会の開催回数【農政課】	年5回	年5回
性別にとらわれない環境づくりに向けた親子料理教室の開催回数【農政課】	年2回	年2回
性別にとらわれない農業の多様な担い手の育成に向けた日替わりシェフレ스토랑の実施【農政課】	実施	実施
庁内男性職員の育児休業取得率【人事課】	0.0%	6%
庁内年次有給休暇の取得日数【人事課】	8日	13日



重点プラン6 市民活動・地域活動における男女共同参画の促進

現状・課題

市民による自主的な市民活動は行政と協働することで、より公共的な役割を果たすことが期待されます。

また、地域活動は就労とともに私たちの社会生活の重要な一面であり、このような身近な場での男女共同参画の推進は意義のあることです。そして、地域では少子高齢化が進み、地域のつながりの希薄化が指摘される中、男女がともに地域活動を担っていくことがますます求められています。

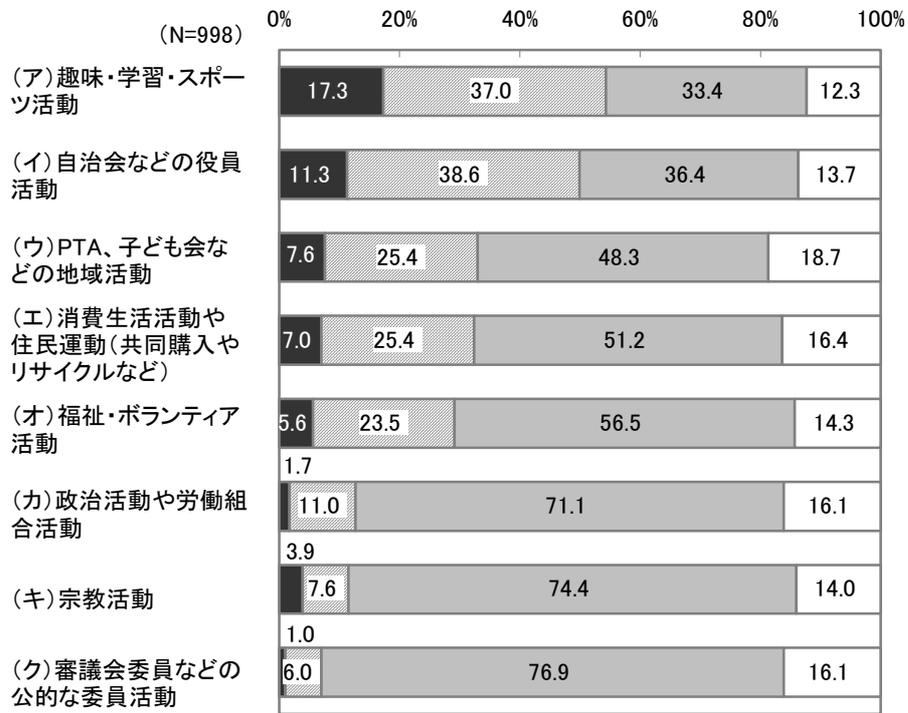
しかし、現実にはこうした活動が特定の性別、年齢層で担われていることもあります。

市民意識調査結果によると、社会活動の参加割合については、男女ともに「趣味・学習・スポーツ活動」、「自治会などの役員活動」の割合が高くなっていますが、分野別の平等感については、「町内会や地域」では『男性が優遇されている』と感じている人の割合は約4割となっており、なおかつ、男性に比べ女性でその割合が高くなっています。さらに、市民ワーキング会議でも地域活動の中心的な役割は男性が担っているといった意見がみられ、地域活動の中で男女共同参画の重要性が十分意識されていない現状がうかがえます。

地域の生活課題を市民自らが解決することは地域づくりの原点であり、地域活動を活性化していくためには、たとえば責任ある立場は男性が担うといった固定的な性別役割分担意識による慣行を見直し、すべての人が地域の住民として多様な意見を出し合い、協力する意識を持つように働きかけることが必要です。

また、仕事と家庭生活の両立と同様に、事業者と連携しながら、地域活動・社会活動に取り組むことができる環境づくりを進めることが求められます。

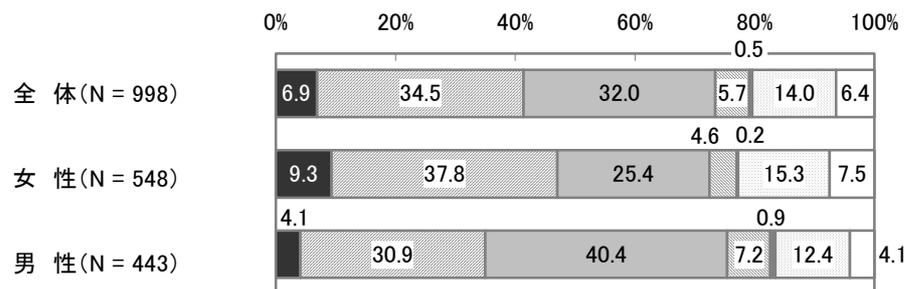
図 社会活動への参加状況



■よく参加する □時々参加する □まったく参加しない □不明

資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」(平成18年度)

図 町内会や地域での男女平等感



■男性の方が非常に優遇されている
 □どちらかといえば男性の方が優遇されている
 □平等である
 □どちらかといえば女性の方が優遇されている
 ■女性の方が非常に優遇されている
 □わからない
 □不明

資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」(平成18年度)

方向性

地域活動における特定の性別や年齢による固定的な役割分担意識を払拭し、性別にかかわらず、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を啓発し、地域活動や市民活動の活性化に努めます。

また、事業所等と連携し、仕事や家庭生活と同様に地域活動へ参加できる環境づくりを推進することにより、側面からも市民の活動を支援します。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策16 地域活動における男女共同参画の推進と市民団体・地域団体の活動への支援			
1	男女共同参画講座の開催（再掲）	男女共同参画の推進を妨げる男女の固定的な性別役割分担意識の変革を促すため、男女共同参画に関する学習機会を提供します。	人権啓発課 継続

個人や家庭の役割

- ・性別にかかわらず地域活動や市民活動などに関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ・家族や周りと一緒に地域活動に参加しましょう。
- ・地域活動や市民活動に取り組む中で、性別によって固定的に役割を分担している意識がないか確認し、あれば見直しましょう。
- ・方針決定過程では、男女ともに積極的に発言しましょう。

地域・職場の役割

【地域】

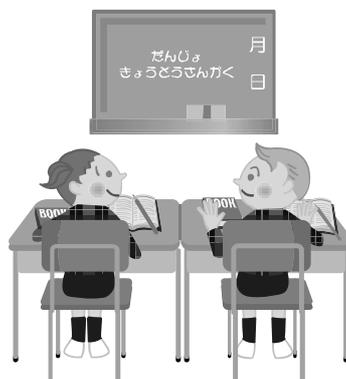
- ・性別にかかわらず多様な意見を取り入れ、誰もが参加しやすい地域活動を実施しましょう。
- ・役職には、特定の性別の人が就くといった慣行があれば、見直しましょう。
- ・会議などでは、多様な人が発言できるような運営方法を検討しましょう。

【職場】

- ・一人ひとりの地域活動への参加を理解し、支援しましょう。
- ・事業所として地域活動に参加しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
「男は仕事、女は家庭のことを主に担う」という考え方に、同感しない市民の割合（再掲）【人権啓発課】	36.2%	40%
P T Aにおける女性役員の割合（再掲）【社会教育課】	28.6%	35%



重点プラン7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり

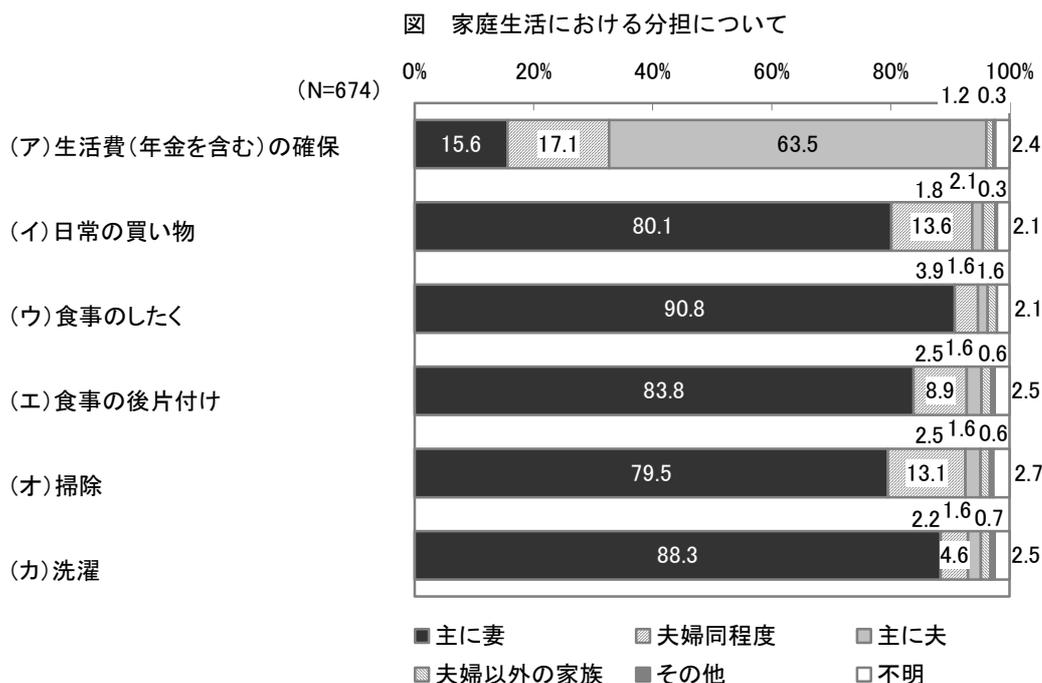
現状・課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児・介護との両立や自己実現を可能にするなど、社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上で重要なことです。

市民意識調査結果では、家庭生活において、日常行う家事は「主に妻」が担っているとする人の割合が高く、性別による固定的な役割分担が現れています。

また、男女共同参画推進のために実施してきた取組で不十分だと思ふ分野について、「男女が子育てや介護を共に担える環境づくり」の割合が最も高く、仕事との両立支援に対するニーズの高さがうかがえます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活を送るためには、男女がともに固定的な性別役割分担意識を払拭し、仕事、家庭、地域などそれぞれの場面で役割を果たしていく意識を持つことが必要です。また、仕事と家庭生活を両立するにあたっての精神的な負担を軽減するためにも、労働者、事業者、市民等社会全体の意識改革を促進し、働き方の見直しを含め、すべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる仕組みづくりを進めることが必要です。



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（平成18年度）

表 男女共同参画推進のために実施してきた取組で、不十分だと思う分野

単位：％

	制度や慣行の見直し、実態調査、啓発、情報提供の実施	政策決定の場への女性参画の促進	男女共同参画に向けた生涯学習の推進	学校等での男女共同参画の推進	就労の場での男女共同参画の促進	女性の職業能力の開発に向けた支援	男女が子育てや介護を共に担える環境づくり	地域活動等での男女共同参画の促進	家庭における男女共同参画の推進
全体(N=998)	20.3	8.2	7.9	5.9	12.5	10.4	27.9	10.7	8.7
女性(N=548)	16.1	7.3	6.6	5.1	12.8	12.6	33.4	6.6	8.8
男性(N=443)	25.7	9.5	9.7	7.0	12.2	7.4	21.2	16.0	8.8

	男女共同参画の視点からの国際交流への貢献	女性自らの意識と能力を高めるための支援	女性に対する暴力の根絶のための支援	市民のメディア・リテラシー(情報を読み解く力)の育成	生涯にわたる女性の健康保持と促進	男女共同参画推進のための条例や計画、推進体制の確立	その他	特になし	不明
全体(N=998)	1.7	11.2	2.5	4.4	7	11.1	3.2	17.2	15.3
女性(N=548)	1.6	13.9	2.4	4.7	9.3	6.8	2.9	17.2	15.5
男性(N=443)	1.8	7.9	2.7	3.8	4.1	16.7	3.6	17.4	14.9

資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」(平成18年度)

方向性

事業所に対しては、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が企業や経済、社会の活性化につながり、有効なものであるとの認識を促し、取組を支援します。

また、職場優先の組織風土を変えるために、男性も含めた働き方や固定的な役割分担意識を見直し、地域社会や家庭生活に参画できるよう意識啓発を行います。

性別にかかわらず、生涯を通じて仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれたものとなるよう、家族が協力して家事・育児・介護などを担う必要性と責任の重要性や高齢期を豊かに過ごすための社会参加などを促し、市民の意識高揚に努めます。

さらに、男女がともに働きながら家庭生活に積極的に参加できるよう、育児・介護休業制度などの利用促進を図るとともに、これらに対応した相談体制の充実を図ります。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策17 男女が子育て・介護を担える環境づくり			
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進	事業者に育児・介護休業の制度利用促進のための啓発・情報提供を行います。また、固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参加を促進します。	人権啓発課 継続
施策18 総合的な子育て支援			
2	保育サービス	保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化に対応するため、延長保育や病児・病後児保育、一時預かり事業など多様な保育サービスの充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。	こども福祉課 充実
3	地域ぐるみの子育て支援	子育て家庭の孤立化や負担感の解消を図るため、地域子育て支援拠点事業を展開し、親子の居場所づくり、子育て情報の提供や、育児不安などへの相談等を行います。また、ファミリーサポート事業の充実を図ります。	こども福祉課 継続
4	放課後児童会事業	開設時間の延長や開設日の拡充、受入れ学年の拡大等、需要は一層高まることが確実であること、また、仕事と子育ての両立支援としての位置づけからも、保育内容を検討し、充実を図ります。	社会教育課 充実
5	親子自然体験学習	性別に関係なく、自然体験を通して親子の関わりを深める場を提供します。	地球環境子ども村課 継続

事業	事業内容	担当課	平成32年度 までの方向性
施策19 男女がともに豊かな高齢期をおくる条件整備			
6	男女がともに支え合う高齢期をおくるための推進事業	介護は男女がともに担うべきであるという認識を浸透させ、男性にも積極的な参加を促します。また、介護情報の交換や家族で相互介護にあたることの必要性を認識してもらうため、介護者リフレッシュ事業を開催します。	健康増進課 継続
7	シルバー人材センター事業	高齢者の社会参画の機会であり、特に女性の就業開拓と同時に会員増強への働きかけを進めます。	高齢福祉課 継続
8	高齢者さわやか教室	高齢者が地域社会の一員であることの自覚を持ち、自らの生きがいのある人生を目指し、その時代にふさわしい社会的能力を伸ばすため、教室を開催し、学習機会や交流の機会を提供します。	社会教育課 継続
施策20 家庭における男女共同参画の啓発			
9	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進（再掲）	事業者にて育児・介護休業の制度利用促進のための啓発・情報提供を行います。また、固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参加を促進します。	人権啓発課 継続



個人や家庭の役割

- ・家庭内で固定的な性別役割分担があれば、見直しましょう。
- ・男女がともに負担なく仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる働き方について考えましょう。
- ・性別にかかわらず家族が協力して、家事や子育て、介護を行いましょう。
- ・男女がともに、育児・介護休業制度等を積極的に利用しましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・地域社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する意識改革をしましょう。

【職場】

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が企業の生産性や経済の活性化に有効なものであることを理解し、尊重しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
家庭生活において男女が平等であるという意識 【人権啓発課】	27.2% (平成18年度)	40%
「男は仕事、女は家庭のことを主に担う」という考え方に、同感しない市民の割合（再掲）【人権啓発課】	36.2%	40%
親子活動の場の提供【地球環境子ども村課】	年4回 参加者数111人	年5回 参加者数150人
放課後児童会 入会児童数【社会教育課】	700人	700人
介護者リフレッシュ事業の男性の参加率【健康増進課】	10%	20%
高齢者さわやか教室の男女共同参画に関する講座の実施回数【社会教育課】	0回	1回
庁内男性職員の育児休業取得率（再掲）【人事課】	0.0%	6%
庁内年次有給休暇の取得日数（再掲）【人事課】	8日	13日

重点プラン8 国際社会における男女共同参画の理解の促進

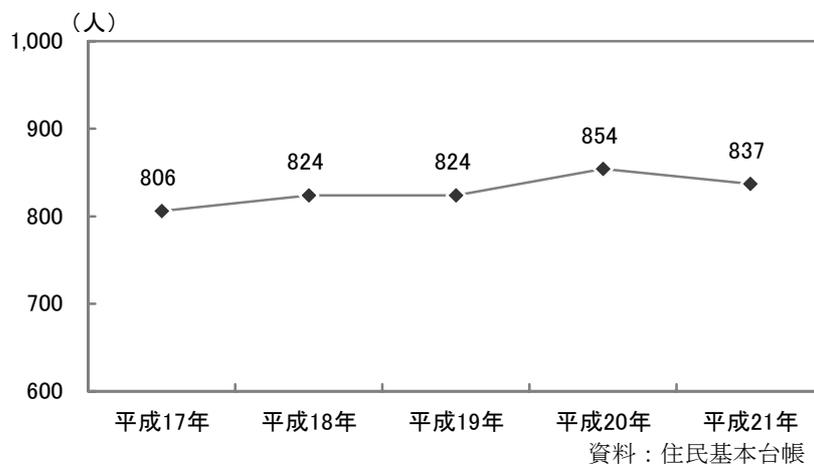
現状・課題

外国人登録者数が増加傾向にある中、男女共同参画社会の形成は、国際的な枠組みの下での連携を強化していくことが求められます。

本市においても、外国人登録者数は緩やかではありますが、増加傾向にあります。こうした中、男女共同参画に関する国際的な情報収集、多様な文化を持つ人々との交流などを行い、男女共同参画施策の推進に役立ててきました。

今後も国籍や性別にとらわれず安全・安心に暮らせるよう、在住外国人支援を行うとともに、各種国際交流事業などを行う中で、国際社会の一員として男女共同参画の取組への理解を深める必要があります。

図 外国人登録者数



方向性

国籍や性別にかかわらず、すべての人が男女共同参画社会の実現に関わり、地域で安全・安心に暮らすことができるよう、あらゆる場面で外国人居住者の生活を支援します。

また、市民が世界の人々と交流する中で、国際的な視野を養うとともに、多文化共生に対する意識を高め、男女共同参画社会の実現に向けた事例を学べるような取組を進めます。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策21 国際交流事業における男女共同参画の推進			
1	国際交流事業における男女共同参画の推進	文化や生活様式、風土等との違いを超えた国際理解や多文化共生社会の実現に向けて、市内の各種団体の活動内容を紹介・発表する「国際理解学習フェスタ」や世界各国の文化や歴史、言語、風土、生活様式を紹介する事業などを行います。	市民協働課 継続

個人や家庭の役割

・世界の動きに目を向け、国際的な視野を養いましょう。

地域・職場の役割

【地域】

・国籍や性別にかかわらず、交流する機会を持ちましょう。

【職場】

・国籍や性別にかかわらず、互いを理解し、働きやすい職場づくりに努めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
国際交流に関する各事業の男性の参加割合 【市民協働課】	39%	42%

基本目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

重点プラン9 男女の能力の発揮を可能にするための支援

現状・課題

男女が対等な立場で、社会において必要な責任を果たしながら、いきいきとした生活を送るためには、性別にかかわらず、あらゆる分野に参画する機会が確保されていることが重要となります。

本市においては、男女がともに持てる能力を十分に発揮できるよう、スキルアップ講座や市民活動の支援などを実施してきました。

今後も引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、男女がともにさまざまな分野で政策や方針決定の過程に参画できるよう、能力を開発する機会を提供するとともに、一人ひとりが抱える問題の解決に向けて支援し、能力を発揮する意識と行動の変容を促していくことが必要です。

方向性

地域や職場などあらゆる場面で、男女がともに政策・方針決定過程へ参画できるよう、一人ひとりが主体的に参画する行動を促します。

また、個人のさまざまな生き方に沿った支援を行うため、関係機関の連携による相談体制の充実を図り、能力発揮を妨げている問題の解決や悩みの解消のための支援に努めます。さらに、学習機会の提供やそれらに関連する情報提供を充実し、能力開発を支援します。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策22 能力発揮のための学習機会の提供・情報提供			
1	女性のエンパワーメント※・スキルアップ講座	女性の社会参画意識の向上のため、ジェンダーの視点に立った市民活動リーダーの養成に向けた支援を行います。	人権啓発課 継続

※エンパワーメント：女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力。

事業		事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
2	男女共同参画講座の開催（再掲）	男女共同参画の推進を妨げる男女の固定的な性別役割分担意識の変革を促すため、男女共同参画に関する学習機会を提供します。	人権啓発課	継続
3	法令等の理解促進（リーガルリテラシー※）	男女共同参画に関連の深い法令等について、情報提供や学習機会の提供（男女共同参画講座等）により、理解の促進と活用能力の向上に努めます。	人権啓発課	継続
4	人権問題学習講座	「人権文化の息づくまち・かめおか」を目指し、地域の身近な場所での開催や参加しにくい女性の参加を促す工夫を行い、自分自身の問題として考えられる講座を開催します。	人権教育課	継続
施策23 女性グループ・ネットワークづくりへの支援				
5	男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援	亀岡ゆう・あいサポートシステム※登録グループやかめおか市民活動推進センター等の相互交流及びネットワーク化を促進し、男女共同参画の実現を目指した市民活動の輪を広げることを支援していきます。また、協働のまちづくりに必要な各種情報の提供を行います。	人権啓発課	継続
施策24 社会的に不利な状況にある人々への支援				
6	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、日常生活を支援する各種制度の周知や、就労支援・経済的な支援などへの対応を図ります。	こども福祉課	継続
7	障害のある方への支援	障害のある方の自立と生活の安定のため、日常生活や社会参加を支援する事業を行います。	障害福祉課	継続

※リーガルリテラシー：法律や条例、条約などの法的知識を習得し、理解し、主体的に活用することができる力のこと。

事業		事業内容	担当課	平成32年度 までの方向性
施策25 相談体制の充実と連携の強化				
8	女性の相談室	一般相談と専門相談（フェミニストカウンセリング・法律相談）を実施します。また、必要としている人に必要な相談窓口に関する情報を提供します。	人権啓発課	充実
9	女性の相談ネットワーク会議	相談事業等を取り扱っている各機関の担当者が集まり、女性を取り巻く諸問題に対し適切・迅速な対応を図るためにネットワーク会議を開催します。その中で、情報の共有化を図り、総合的な支援体制を充実させます。	人権啓発課	充実
10	人権相談	人権擁護委員による人権相談を実施します。また、人権相談のPRを図ります。	人権啓発課	継続
11	常設相談・法律相談業務	担当職員・相談員による常設相談及び弁護士による法律相談を実施するとともに、各関係機関・相談機関との連携を強化します。	市民課	継続
12	家庭児童相談	家庭における子育て等の問題や悩みについて相談・助言できるように、家庭児童相談室において、家庭相談員による相談対応を図ります。	こども福祉課	継続
13	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の生活の安定や自立に向け、母子自立支援員を配置し、相談対応を図ります。	こども福祉課	継続
14	児童虐待への適切な対応	児童虐待等の防止及び早期発見のため、関係機関と連携し、適切かつ速やかな対応を図ります。	こども福祉課	継続
15	障害のある方への相談事業	障害のある方の特性に応じた相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	継続

個人や家庭の役割

- ・性別にかかわらず、自分の能力を開発する意識を持つとともに、自分で考え判断し、行動しましょう。
- ・女性も社会の一員として能力を開発し、発揮できるよう行動しましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・会議などでは、より多くの方が発言できるような運営方法を検討しましょう。

【職場】

- ・研修機会の充実や学習・資格取得の奨励など、能力開発を支援しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
亀岡市男女共同参画条例の認知度【人権啓発課】	—	50%
配偶者等における暴力防止法の認知度【人権啓発課】	—	50%
女性の相談室専門相談（フェミニストカウンセリング）の開設回数【人権啓発課】	年21回	年24回
女性の相談室専門相談（法律相談）の開設回数【人権啓発課】	年21回	年24回
女性の相談室一般相談の実施時間数【人権啓発課】	週20時間	週30時間以上
女性の相談ネットワーク会議の開催回数【人権啓発課】	年2回	年2回以上
人権相談の実施回数【人権啓発課】	月2回	月2回以上

重点プラン10 あらゆる暴力の根絶

現状・課題

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントは、被害者の身体だけでなく精神面においても重大な危害を与える犯罪であり、人権侵害です。

こうした暴力が起きる背景には、ジェンダーにより男女間の関係が対等でないという意識に起因していると言われています。

さらに暴力の大きな問題としては、単に男女間の問題として扱われがちで、表面化しにくいことが挙げられます。特にドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という）については、身体的暴力、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力など多様な形態で複合化されたものが家庭というプライベートな空間で行われるため、周囲の人が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化してしまうことがあります。

市民意識調査結果では、配偶者や恋人等からの暴力被害について、経験が「まったくない」という回答が、すべての項目で6～8割以上を占めている一方、ほとんどの項目で女性の被害者は男性の2～5倍と高く、女性に対する人権侵害が存在している現状があります。

また、被害を受けたときの相談先について、「どこにも相談しなかった」の割合が最も多く、被害の潜在化が懸念されます。

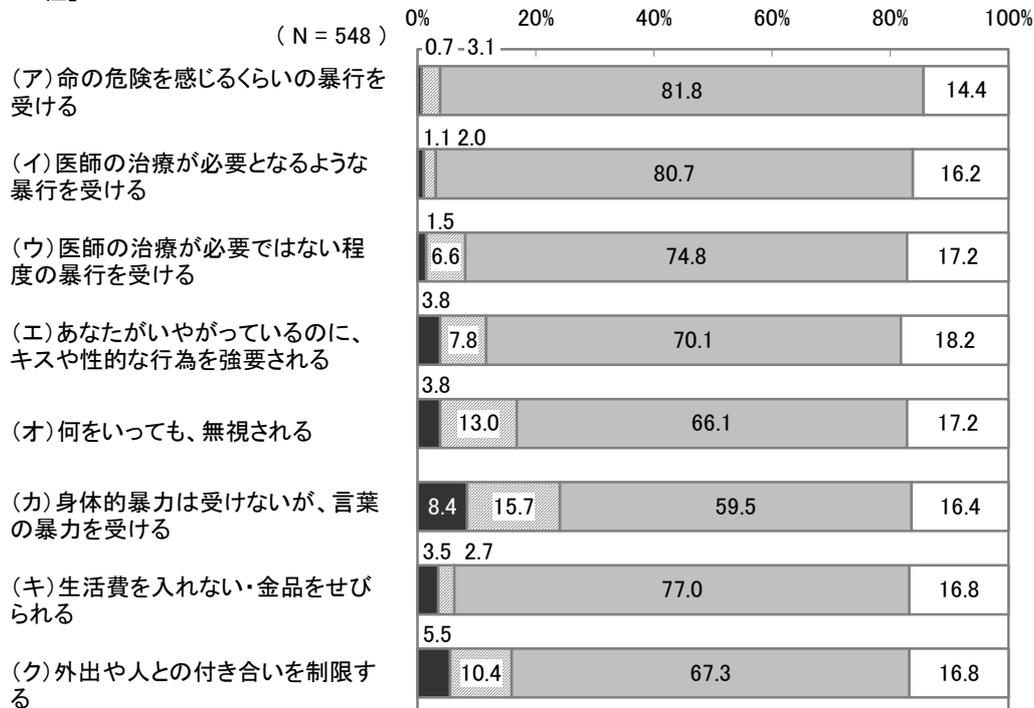
このため、今後も引き続き、暴力につながる男女間の上下関係の意識を払拭するため、男女共同参画の意識づくりを積極的に進めるとともに、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪などの暴力は、重大な人権侵害であり、そのような暴力を許さない社会的気運の醸成を図ることが必要です。また、表面化していない被害の早期発見に向け、関係者の意識の向上と被害者自身が安心して安全に相談できる体制など総合的な支援策が必要です。

※セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義されている。

※ドメスティック・バイオレンス：夫婦や恋人など婚姻の有無を問わず親密なパートナー間の身体的・心理的暴力のこと。暴力には、身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、社会的暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなど社会的に隔離する行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）などがあり、多様な形態をとる。2001年（平成13年）にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が制定された。

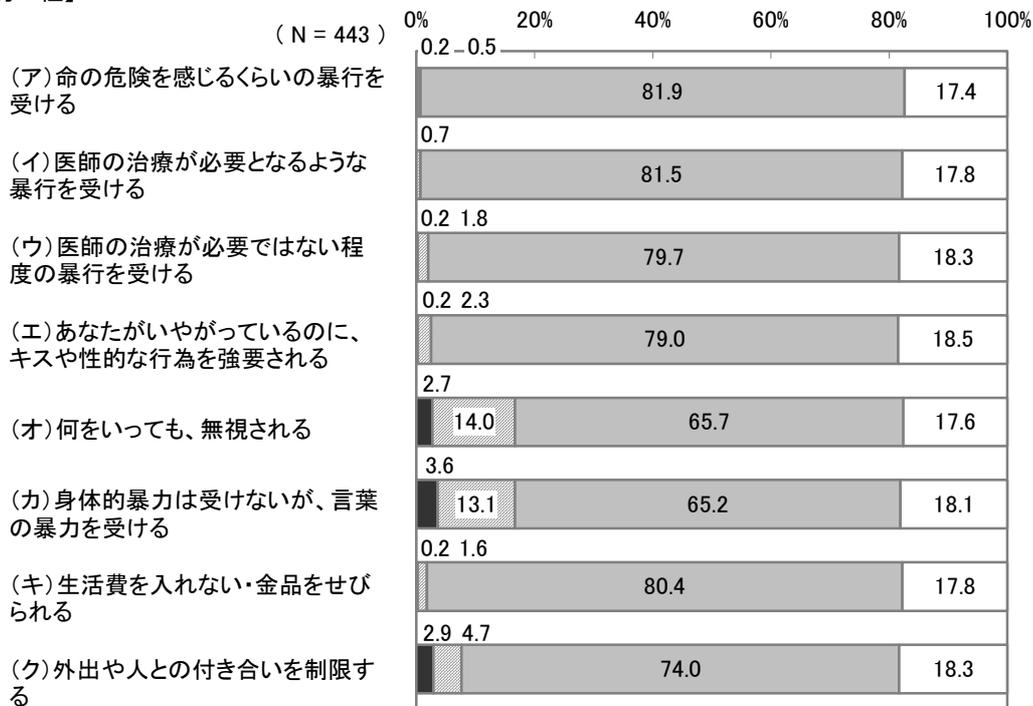
図 配偶者や恋人等からの暴力被害の状況

【女性】



■ 何度もあった ■ 一、二度あった ■ まったくない □ 不明

【男性】



■ 何度もあった ■ 一、二度あった ■ まったくない □ 不明

資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（平成18年度）

方向性

男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、関係機関と連携し、DVやセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であるという認識を高め、あらゆる暴力を根絶する社会づくりを進めます。

また、暴力の被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口で対応する職員の資質の向上に努めます。

さらに、関係機関と連携して被害者の救済対策を講じます。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策26 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり			
1	女性に対する暴力への総合的な支援体制	女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものでないことの認識を徹底するため、女性に対する暴力をなくす運動期間やあらゆる機会を通して啓発活動を行います。また、配偶者や恋人等からの暴力行為を被害者がDVと認識するように啓発を行います。	人権啓発課 充実
施策27 配偶者等からの暴力への対策の推進			
2	女性の相談室（再掲）	一般相談と専門相談（フェミニストカウンセリング・法律相談）を実施します。また、必要としている人に必要な相談窓口に関する情報を提供します。	人権啓発課 充実
3	女性の相談ネットワーク会議（再掲）	相談事業等を取り扱っている各機関の担当者が集まり、女性を取り巻く諸問題に対し適切・迅速な対応を図るためにネットワーク会議を開催します。その中で、情報の共有化を図り、総合的な支援体制を充実させます。	人権啓発課 充実
4	緊急時の対応マニュアルの整備	被害者からの相談や関係機関からの通報による緊急時に、即時に対応できるよう、対応マニュアルの整備を行います。	人権啓発課 新規

事業		事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
5	D V 被害者等の市営住宅への入居	公営住宅募集情報の提供を行うとともに、市営住宅入居に配慮し、D V 被害者等の生活の安定と自立を支援します。	建築住宅課	継続
6	被害者の自立支援に向けた関係機関の連携	被害者のさまざまな問題に対し、切れ目のない支援を行うため、警察、保健・福祉関係機関、医療機関など関係機関との連携・調整を図り、相談から自立へつなぐ支援体制の整備に取り組みます。	人権啓発課	充実
施策28 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進				
7	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント防止のため、情報紙・ホームページへの掲載等情報提供に努めるとともに、各対象者に合わせた内容で周知・啓発を行います。	人権啓発課	継続
8	セクシュアル・ハラスメント防止のための市職員研修の充実、相談体制の確立	セクシュアル・ハラスメントの防止のため、情報の提供や職員研修の実施とともに、相談窓口を中心とした相談体制を確立します。	人事課	継続

個人や家庭の役割

- ・暴力は犯罪ともなる重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さない姿勢を示しましょう。
- ・D V について男女双方の理解を深めましょう。
- ・男女共同参画意識を高め、男女間の上下関係意識をなくしましょう。
- ・暴力等の被害を受けた場合は、一人で抱え込まず、相談機関等に相談しましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・DVやセクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会づくりに努めましょう。

【職場】

- ・セクシュアル・ハラスメントのない職場環境をつくりましょう。
- ・職場内のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの現状を正確に把握し、被害が生じた場合は適切に対応しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
配偶者等における暴力防止法の認知度（再掲） 【人権啓発課】	—	50%
女性の相談室専門相談（フェミニストカウンセリング） の開設回数（再掲）【人権啓発課】	年21回	年24回
女性の相談室専門相談（法律相談）の開設回数（再掲） 【人権啓発課】	年21回	年24回
女性の相談室一般相談の実施時間数（再掲） 【人権啓発課】	週20時間	週30時間以上
女性の相談ネットワーク会議の開催回数（再掲） 【人権啓発課】	年2回	年2回以上
セクシュアル・ハラスメント防止のための市職員研修 の実施回数【人事課】	年1回	年1回以上

重点プラン1 1 メディアにおける女性の人権の確立

現状・課題

メディアの多様化が進み、情報が氾濫する現代社会において、情報整理・収集能力を身につけることが必要とされています。メディアが発信する情報は、繰り返し流されることによって、無意識のうちに人の行動や考え方に大きな影響を与えます。メディアの情報として、人権尊重や男女平等、男女共同参画の意識の浸透を促すことが必要です。

メディアから送り出される情報によっては、事実だけでなく、送り手の意図により再編成された情報もあるため、市民一人ひとりがメディア・リテラシーを向上させることが求められます。

また、行政情報などは性別にとらわれない表現に配慮することが必要です。

本市では、これまで市の刊行物について、ジェンダーに敏感な視点で点検したり、メディア・リテラシーに関する学習事業を実施するなどの取組に努めてきました。今後も、これらの取組を強化し、市民一人ひとりが正しい認識のもとに男女共同参画を推進できるよう支援していくことが必要です。

方向性

ホームページや広報紙などあらゆる媒体を通じ男女共同参画社会を広報・啓発すると同時に、行政情報などは性別にとらわれない表現に配慮します。

また、住民のメディア・リテラシー向上についても支援していきます。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策29 男女共同参画の視点に立った市の刊行物発行の推進			
1	市の広報媒体をジェンダーに敏感な視点で点検する体制の整備	本市の広報媒体がジェンダーに敏感な視点に立ったものになるよう、内容などをチェックします。また、広報広聴主任会議を通じてチェック方法などを周知します。	秘書広報課 継続

※メディア・リテラシー：メディアの内容を読み解き、主体的に選択し、活用できる能力。

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
2	ジェンダーに敏感な視点による市の公文書の点検	市の公文書作成においてジェンダーに敏感な視点で適切な表現に努めます。また、文書取扱主任会議を通じてチェック方法などを周知します。	総務課 継続
施策30 メディア・リテラシーの育成			
3	メディアを主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）に関する学習事業	メディアの特性を理解し、受け取る情報を男女共同参画の視点で読み解く力と活用できる力を身につける学習機会の提供に努めます。また、情報紙・ホームページへの掲載等による情報提供に努めます。	人権啓発課 継続
4	男女共同参画の視点に立った情報教育の推進	発達段階に応じた情報活用能力の育成、特に情報モラルやマナーに関する指導の充実を図ります。また、情報教育に関する教職員の指導力を高めます。	学校教育課 継続

個人や家庭の役割

- ・メディア・リテラシーについて理解を深めましょう。
- ・メディアを通じて流れるさまざまな情報を自らが主体的に収集、判断する能力を身につけましょう。
- ・さまざまな情報をジェンダーに敏感な視点でチェックしましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・女性や子どもを対象とした性・暴力表現などの人権を侵害するあらゆる有害な情報を容認しない環境をつくりましょう。

【職場】

- ・発信する情報に有害な情報が含まれないよう配慮しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
広報広聴主任に対する周知回数【秘書広報課】	年1回	年1回
文書取扱主任に対する周知回数【総務課】	年1回	年1回



重点プラン12 生涯にわたる健康の保持と促進

現状・課題

生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るためには、健康の保持増進を図ることが大切です。

また、男女が互いの身体的性差を理解し、互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成には不可欠なものです。

女性の妊娠・出産期、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージにより、それぞれの健康上の課題があり、健康に関する正確な知識と健康づくりに対する意識が求められます。

本市では、市民の健康を保持・増進するため、各種健康づくり事業を実施してきました。

今後も引き続き、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るため、一人ひとりが健康の保持・増進を図ることができるよう、地域活動とも連携した支援の強化が必要です。

さらに、性と生殖に関する健康と権利(以下、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という)は、国際社会において、性と生殖に関する女性の重要な権利の一つとされています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透を図り、男女が互いに性の尊重についての意識を高めることができる環境づくりが必要です。

方向性

性別にかかわらず、すべての人が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるような意識啓発に努め、個人の健康づくりを支援します。

さらに、男女それぞれの健康課題に対応するため、正しい知識を普及するとともに、特に女性の妊娠・出産期における健康の確保に関する支援策の充実に努めます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、男女がともに正しい知識を持ち、双方がより良い協力関係を保つことができるよう、啓発活動の充実による理解の促進に努めます。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：女性の性と生殖に関する健康と権利のこと。女性の健康を妊娠・出産にまつわるもののみととらえるのではなく、また、単に病気がないという状態のみではなく、女性自身の全生涯を通じた身体と性の健康が、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることをさす。安全な出産調整と自己決定の確立が重要だとされる。

行政の役割

事業		事業内容	担当課	平成32年度 までの方向性
施策31 ライフステージに応じた健康づくりへの支援				
1	保健サービス事業	市民が、自分自身で健康状態の確認をしながら、必要な生活習慣の改善や治療ができて、年齢にかかわらず生きがいを持って過ごすことができるよう、各種健（検）診・相談・教育及び訪問指導などを実施し、健康支援を行います。	健康増進課	継続
2	母子保健事業	妊娠・出産期は、女性にとって健康管理が特に重要であり、安心して生み育てることができるよう支援します。また、子どもの健全な育成のため、父親・母親等子育て家庭への育児支援を行います。	健康増進課	継続
3	生涯にわたるスポーツ、レクリエーション活動の振興	壮年期、高齢期等における健康保持のため、閉じこもりのきっかけとなる足腰の筋力低下や生活習慣病の予防のために運動習慣をつけることを支援します。また、健康づくりに対する市民の意識向上を図ります。	健康増進課 社会教育課	継続
4	不妊治療の助成	子どもを希望しながらも恵まれないため、不妊治療を受けている方に対して、保険診療となる不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課	継続
施策32 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進				
5	保健サービス事業 (再掲)	市民が、自分自身で健康状態の確認をしながら、必要な生活習慣の改善や治療ができて、年齢にかかわらず生きがいを持って過ごすことができるよう、各種健（検）診・相談・教育及び訪問指導などを実施し、健康支援を行います。	健康増進課	継続

事業		事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
6	心身の健康と安全に関わる教育の充実（再掲）	学校教育を通じて発達段階に応じ、喫煙・飲酒についての健康被害やH I V／エイズ、性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識・情報の提供を行います。	学校教育課	継続
7	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する学習機会の提供	男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重し合えるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の認識を深める学習機会の提供や情報紙・ホームページへの掲載等による情報提供に努めます。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- ・男女の心と体の違いについて理解しましょう。
- ・男女がともに、健康に関する正確な知識を身につけ、日頃から健康づくりに努めましょう。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女がともに学びましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・地域における健康づくり活動を進め、男女の健康の保持・増進を支援しましょう。

【職場】

- ・職場における健康管理を進めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
子宮がん検診の受診率【健康増進課】	19.3%	50.0% (国の目標基準値)
乳がん検診の受診率【健康増進課】	21.6%	50.0% (国の目標基準値)



基本目標 4 市民と行政の協働による男女共同参画の推進

重点プラン 1 3 男女共同参画の実効性の確保

現状・課題

男女共同参画社会を実現するためには、本計画で位置づけた施策を総合的かつ効果的に推進することが求められます。

男女共同参画は幅広い分野にわたっているため、男女共同参画推進本部を中心に、全庁的な取組をより一層進めることが必要です。

また、計画をより実効性のあるものにしていくためには、行政だけでなく市民・地域・学校・事業所・各種団体が連携し、本計画に基づいた取組をさまざまな場面で展開していくことが必要です。さらに、計画に基づき実施される各施策・事業に対し評価を行い、問題点を把握し、継続的な改善を図ることが必要となります。

方向性

施策を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画推進本部会議を定期的に行い、施策の総合的、効果的な推進を図るとともに、男女共同参画推進員の活動を活性化し、職場における男女共同参画を推進します。

また、亀岡市の男女共同参画の指針である「亀岡市男女共同参画条例」に基づき、市民・地域・学校・事業所・各種団体との連携を強化するとともに、あらゆる機会をとらえた取組を展開します。同時に、実施される施策・事業に対しては評価を行い、その後の取組に反映させます。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策33 男女共同参画条例の周知			
1	男女共同参画条例の普及・啓発	男女共同参画条例を市民や事業者等に一層普及させるため、男女共同参画週間、イベント事業等あらゆる機会を通して普及活動を行います。また、情報紙や講座等を通じて、啓発活動を行います。	人権啓発課 継続

事業		事業内容	担当課	平成32年度 までの方向性
施策34 市民との協働による男女共同参画の推進				
2	地域活動、市民活動の拠点づくり	NPO等、市民活動団体との協働による生涯学習のまちづくりを推進する上で、「かめおか市民活動推進センター」の情報発信機能の拡充や情報交換会・活動展の開催など、同センター運営の活性化を通じて、男女共同参画活動団体の育成・活動支援を行います。	市民協働課	継続
3	男女共同参画推進事業「ゆう・あいフォーラム」の開催	男女共同参画社会の実現に向けて、市民と協働でゆう・あいフォーラムを開催するとともに、グループ・団体等のネットワークづくりを促進します。また、フォーラムの開催により、男女の固定的な役割分担意識の変革を促します。	人権啓発課	継続
4	男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援（再掲）	亀岡ゆう・あいサポートシステム登録グループやかめおか市民活動推進センター等の相互交流及びネットワーク化を促進し、男女共同参画の実現を目指した市民活動の輪を広げることを支援していきます。また、協働のまちづくりに必要な各種情報の提供を行います。	人権啓発課	継続
施策35 庁内連携による計画の推進				
5	男女共同参画推進員	男女共同参画を推進する人材を育成するために庁内で推進員を任命します。男女共同参画の職場づくりに向けての調査・研究を実施し、全職員がジェンダーに敏感な視点で男女共同参画に関する認識を深められるよう啓発活動を行います。	人権啓発課	継続
施策36 苦情処理のためのシステムづくり				
6	苦情処理制度の運用	市が実施する男女共同参画に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情の申し出があるときは、審議会で意見を聴取し、適切な措置を講じます。また、制度について市民等に周知を図ります。	人権啓発課	継続

事業	事業内容	担当課	平成32年度までの方向性
施策37 計画の進行管理			
7	男女共同参画計画の実施計画の策定・進行管理	計画を実効性のあるものにするため、実施計画を策定するとともに、定期的に実施状況の点検・評価を行い、計画の進行管理を行います。	人権啓発課 継続

個人や家庭の役割

- ・男女共同参画社会の意義を理解しましょう。
- ・亀岡ゆう・あいサポートシステムに関心を持ち、登録グループの活動に参加しましょう。
- ・行政と協働し、男女共同参画の推進に関する活動に取り組みましょう。

地域・職場の役割

【地域・職場】

- ・事業所・地域・団体などは行政と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を展開しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 平成21年度	目標 平成32年度
亀岡市男女共同参画条例の認知度(再掲)【人権啓発課】	—	50%
男女共同参画活動団体数【市民協働課】	9団体	12団体
男女共同参画のイベントの実施回数【人権啓発課】	年1回	年1回以上
「男は仕事、女は家庭のことを主に担う」という考え方に、同感しない市民の割合(再掲)【人権啓発課】	36.2%	40%

第 4 章

強化取組事項

強化取組事項

本計画では、男女共同参画社会の実現を目指すため、重点プランと施策を設定し、男女共同参画に関する取組を進めていきます。そして、多岐にわたるこれらの施策に取り組む中でも、今後10年間に強化して取り組むことを「強化取組事項」として位置づけます。この「強化取組事項」は、今日的な社会状況における課題や前計画から引き続き推進が必要とされたもの、一つの主要施策への取組では解決に至らないもの（横断的な施策）などを考慮して設定します。

強化取組 1

男女共同参画意識づくりの推進

本市では、市民意識調査による「男は仕事、女は家庭を主に担うべき」に同感しない人の割合を指標として設定し、市民の男女共同参画意識の醸成に向けて、啓発などの取組を進めてきました。2009年(平成21年)6月の「亀岡市まちづくりアンケート」では、同感しない人の割合が36.2%となっています。

「男は仕事、女は家庭を主に担うべき」という考え方は、固定的な性別役割分担意識として、社会のさまざまな場面で男女間の対等な関係を阻害する要因となります。このため、あらゆる場面において、幅広い世代の市民に向けて、男女共同参画意識づくりを促進するための啓発、教育活動等に取り組みます。

強化取組 2

市の政策・方針決定の場への女性の参画の推進

本市では、男女共同参画社会を実現するため、審議会等における女性委員比率の向上に努め、市の政策・方針決定の場に女性と男性が対等に参画できる環境づくりに取り組んできました。

しかし、平成21年度末の審議会の女性委員比率は、30.6%となっており、ここ数年一定の割合で推移しています。このため、強化取組として、審議会等の女性委員比率を計画期間の終了年度には50.0%にすることを目標とし、政策・方針決定過程における女性の役割や参画することによる効果をわかりやすく啓発するなど、関係部局に働きかけを行います。

強化 取組 3

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)の 推進

市民意識調査結果では、男女共同参画推進のために実施してきた取組で、不十分だと思ふ分野について、「男女が子育てや介護を共に担える環境づくり」の割合が最も高くなっています。女性の就業率の上昇が予測される中、今後は、性別にかかわらず、仕事、家庭生活、地域生活などの各場面で、自分らしく暮らすために自身がどのような役割を果たしていくのか、見つめ直すことが必要です。このため、地域や事業所と連携を図り、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について一人ひとりの意識の高揚に努めるとともに、仕事と家庭生活・地域生活などの両立を支援する環境づくりを促進します。

強化 取組 4

相談体制の充実

現在、少子高齢化や経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など、社会情勢の変化が著しい中でさまざまな困難を抱える男女への支援が求められています。

本市では、これまでフェミニストカウンセリングや法律相談などの支援事業を実施してきました。今後も、性別による差別的取扱いの解消を図るとともに、DVをはじめとする男女共同参画の推進を阻害する問題に関する相談体制の充実に努めます。

強化 取組 5

「亀岡市男女 共同参画条例」 の周知

本市では、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する基本理念や市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めた「亀岡市男女共同参画条例」を2002年(平成14年)12月に制定し、2003年(平成15年)4月から施行しています。

この条例が市全体に浸透するよう、あらゆる機会を通じて普及活動に取り組みます。

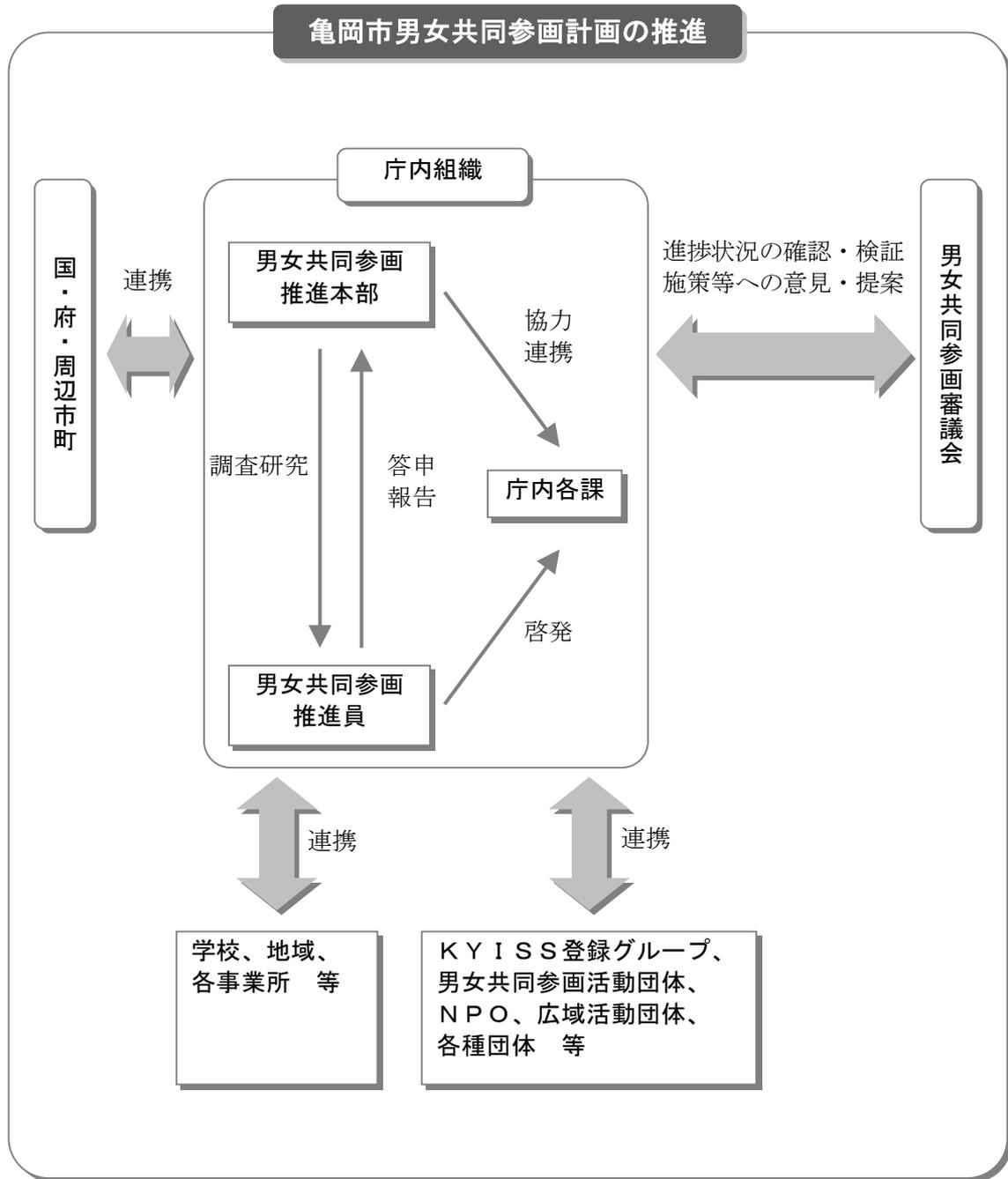
參考資料

プラン策定までの主要経過

実施日	事項	内容
平成22年 4月27日	第1回 亀岡市男女共同 参画審議会	(1) 委嘱状の交付 (2) 亀岡市男女共同参画計画の策定に ついて
7月15日	第1回 亀岡市男女共同 参画基本計画策 定にかかる市民 ワーキング会議	(1) 亀岡市における男女共同参画社会の現状と 課題について
7月28日	第2回 亀岡市男女共同 参画基本計画策 定にかかる市民 ワーキング会議	(1) 男女が共に輝いて生きる社会に向けた 取組について
8月20日	亀岡市男女共同 参画推進員会議	(1) 亀岡市における男女共同参画社会の現状と 課題について
11月16日	第2回 亀岡市男女共同 参画審議会	(1) 亀岡市男女共同参画計画(素案)に ついて (2) 亀岡市男女共同参画計画名称について
平成23年 1月14日	第3回 亀岡市男女共同 参画審議会	(1) パブリックコメント結果について (2) 亀岡市男女共同参画計画(案)について (3) 数値目標について (4) 亀岡市男女共同参画計画名称について
3月15日	第4回 亀岡市男女共同 参画審議会	(1) 亀岡市男女共同参画計画(案)について
3月29日	亀岡市男女共同 参画推進本部会 議	「ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参 画計画～」決定

プランの推進体制

ここでは、「重点プラン13 男女共同参画の実効性の確保」で述べたように、男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するための全庁的な体制や市民・地域・学校・事業所・各種団体などとの連携を示します。



亀岡市男女共同参画条例（平成14年 条例第29号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第18条）

第3章 男女共同参画審議会（第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

すべての人は、男女の性別にかかわらず平等であり、一人ひとりが大切な存在である。

男女は、個人として互いにその人格を尊重し、自分らしく生きることを認め合わなければならない。このことは、日本国憲法において基本的人権としてうたわれている。

しかしながら、依然として、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行等が根強く残っており、女性の意思決定の場への参画はまだ少ない。さらに家庭、職場及び地域社会においても女性の活動は正当に評価されているとはいえない。このことは、男女の多様な生き方の選択を妨げることにもなっている。

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会を実現することは、21世紀を迎えたこの亀岡に新たな創造と活力を生み出し、真に調和のとれた豊かなまちを形成すると確信する。

私たち、亀岡市に住み、働き、学ぶ市民は、先人の知恵によって築かれた歴史と文化に学びつつ、市民参画と共働により、この21世紀に男女共同参画の社会を築くことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- （2） 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- （4） 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者など親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定その他の活動に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動との両立ができること。

(5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。

(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び府と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の促進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたり男女共同参画の促進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント並びにドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに性的感情を著しく刺激する表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第19条第1項に規定する亀岡市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的に企画し、調整及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第13条 市は、附属機関等における委員の委嘱等に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(教育活動等の促進)

第15条 市は、学校教育その他の生涯にわたる教育及び学習活動において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組の促進を図るものとする。

(苦情の申出への対応)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情があるときは、市長に申出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、亀岡市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第17条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者からの相談の申出について、関係機関等と連携及び協力をを行い、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動の支援)

第18条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第19条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、亀岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第9条第2項及び第16条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

亀岡市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
いながき せつこ 家垣 節子	亀岡女性起業ネットワーク会員	苦情処理部会長
いしだ たけお 石田 武夫	亀岡市自治会連合会会長	(平成22年7月5日まで)
いしの のぶひろ 石野 修弘	連合京都亀岡地域協議会事務局長	苦情処理部会委員
いわい みつよし 岩井 三義	亀岡市人権教育研究会副会長	苦情処理部会職務代理者
うえのみよこ 上野美代子	フェミニストカウンセラー	
かくはた てるみ 格畑 輝美	女性人材登録者	
かわかつ ひろし 川勝 啓史	亀岡商工会議所副会頭	
たなか みかこ 田中美賀子	NPO法人亀岡子育てネットワーク 理事長	
ながさわ やすひろ 長澤 康浩	亀岡市自治会連合会副会長	(平成22年7月5日から)
◎なかむら あきら ◎中村 彰	とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ館長	
なかむら ただし 中村 正	立命館大学産業社会学部教授	
ひろせ とよこ 廣瀬登代子	京都府女性の船「ステップあけぼの」 亀岡支部員	
○ふじわら はるこ ○藤原 東子	弁護士	苦情処理部会委員
もりうち ゆうこ 森内 裕子	女性人材登録登録者	苦情処理部会委員
やまぐち ともえ 山口 知慧	公 募	

(敬称略)

※ ◎は会長、○は副会長

男女共同参画社会づくりのための市民意識調査のまとめ（概要）

（１）調査概要

調査対象：亀岡市内に居住する 20 歳以上の男女 2,000 人

（女性 1,019 人、男性 981 人）

抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収

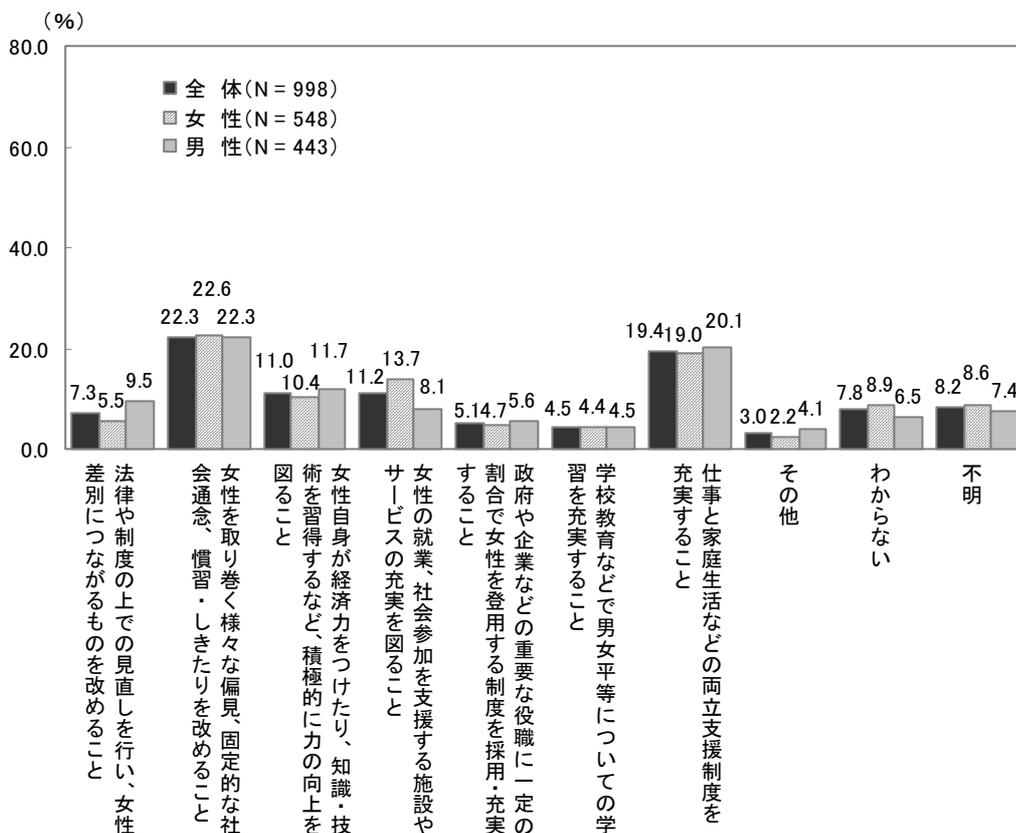
調査期間：平成 18 年 4 月 5 日～25 日

回収状況：配布 2,000 件、回収 1,006 件、回収率 50.3%

（２）調査結果概要

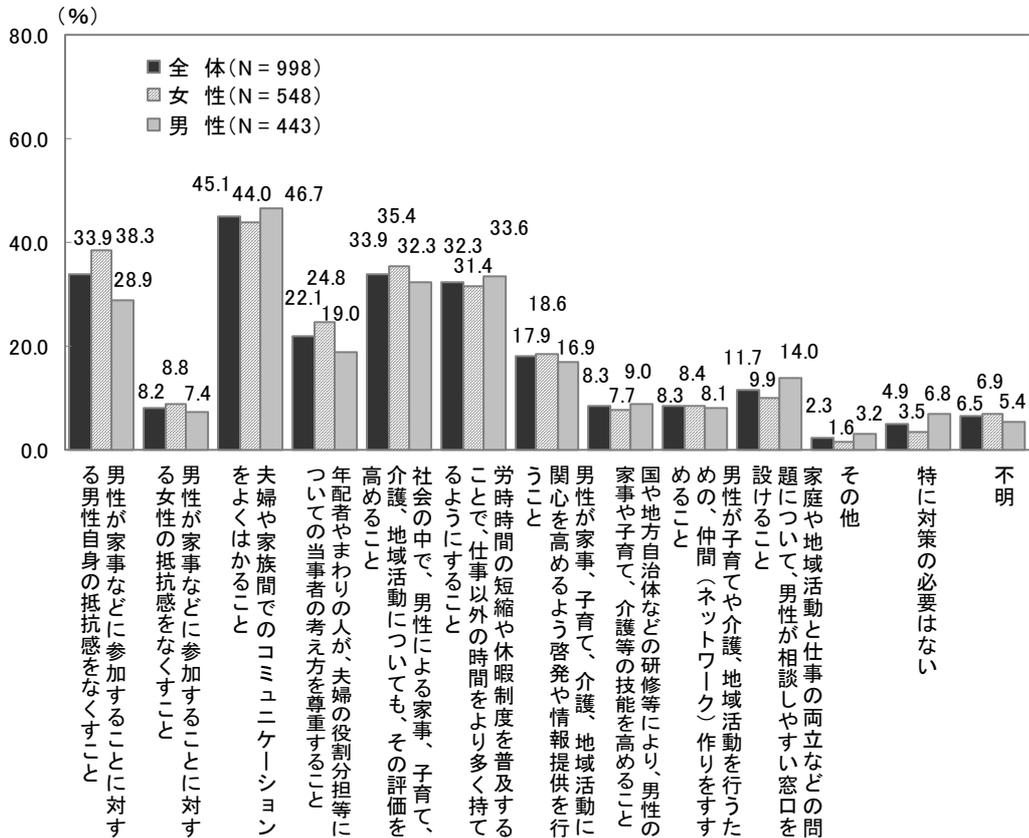
【今後、男女社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと】

男女とも「社会通念、慣習・しきたりを改めること」「仕事と家庭生活などの両立支援」が重要と思っている。



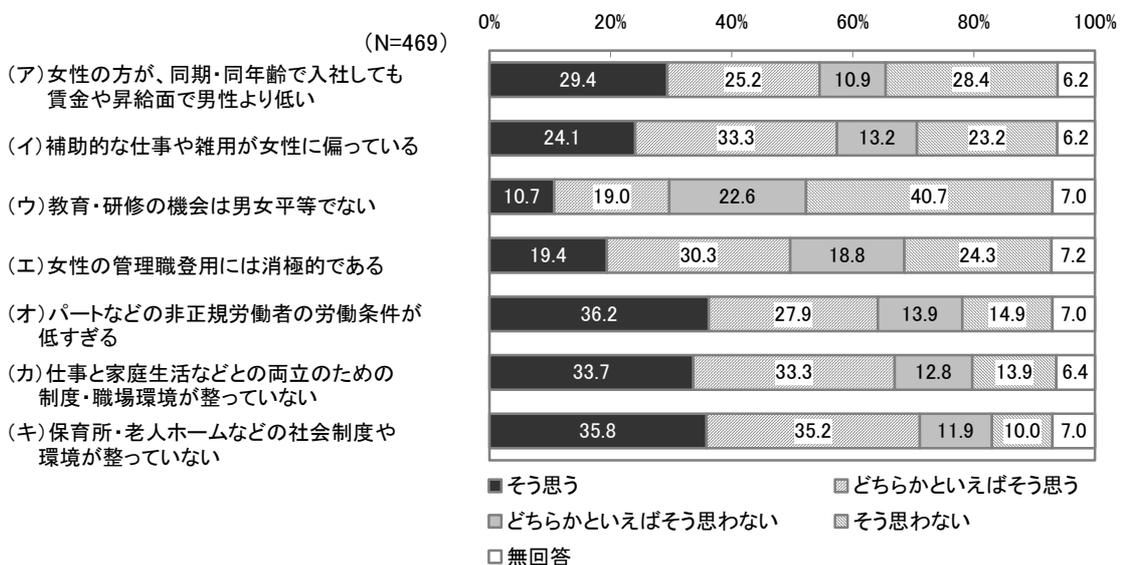
【今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと】

男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が必要とされている。



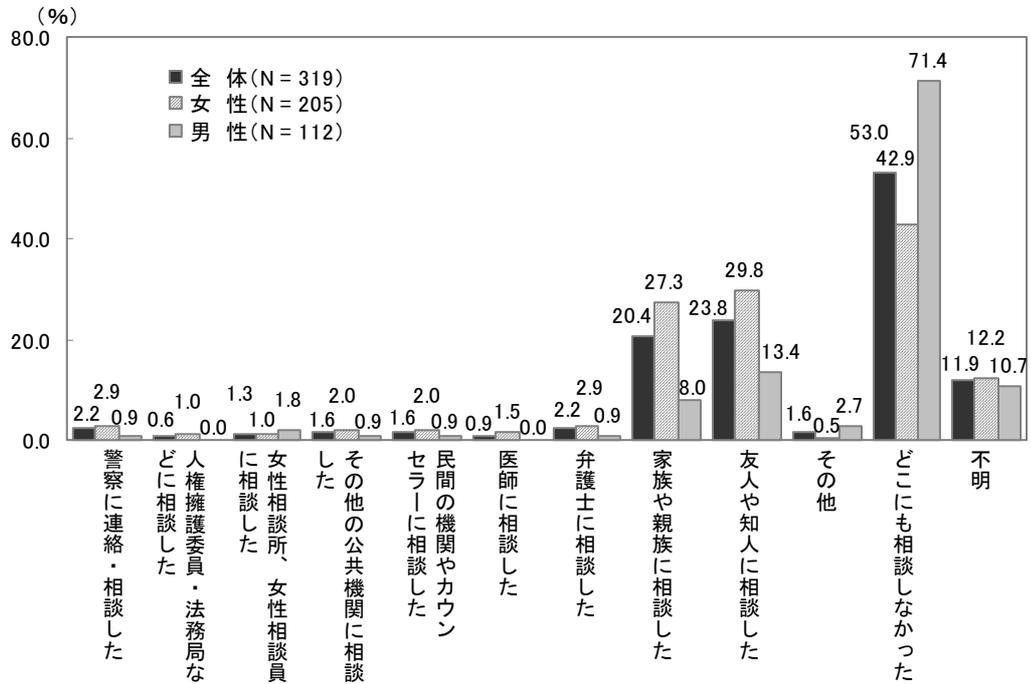
【職場環境について】

「教育・研修の機会」以外は、職場環境は整っていない。



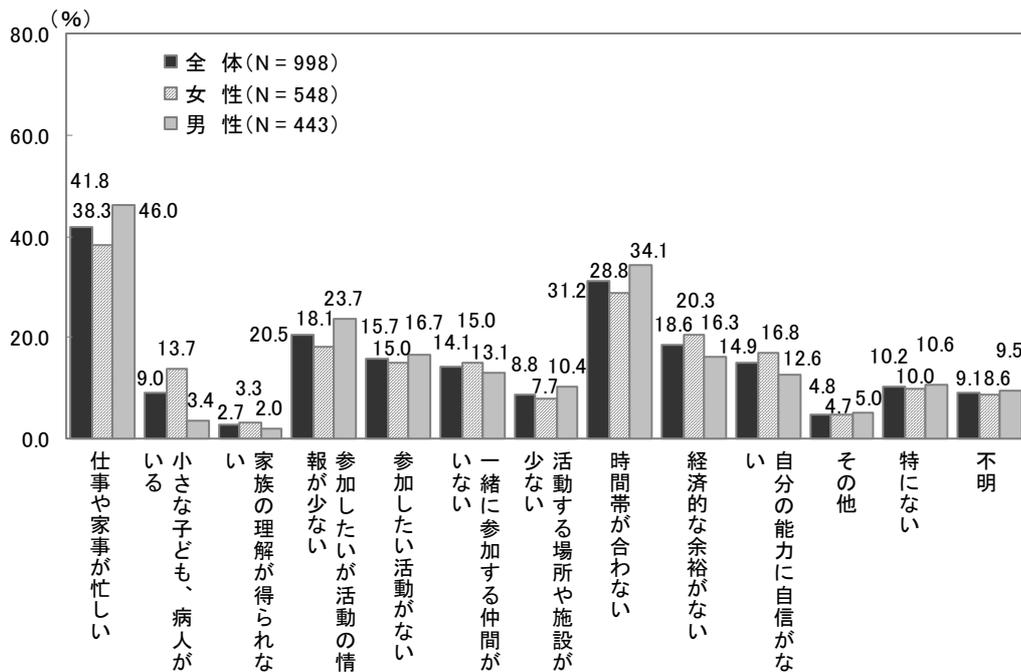
【配偶者や恋人等からの暴力被害の相談について】

暴力被害を受けても、どこにも相談しなかった人が半数を占めている。



【社会的な活動に参加する際に支障となること】

最も支障となることは、「仕事や家事が忙しい」となっている。また、男女の意識の差が大きいものは「小さな子ども、病人がいる」となっている。



男女共同参画社会基本法（平成11年 法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日 平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

男女共同参画の推進に関する年表

国・京都府・亀岡市におけるこれまでの取組の概要（年表）

	世界	国	京都府	亀岡市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議【第1回】 (メキシコシティ)			
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	女性政策担当窓口設置 京都府婦人関係行政連絡会設置 京都府婦人問題協議会設置	
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議【第2回】 (コペンハーゲン)			
1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定	
1982年 (昭和57年)				
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議【第3回】(ナイロビ)	「男女雇用機会均等法」公布		
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (平成元年)			「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画-KYOのあけぼのプラン」策定	
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会			
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布 「新国内行動計画」第一次改定		
1993年 (平成5年)				「女性問題についての女性の意識調査」実施
1994年 (平成6年)		「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議(北京)	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		福祉部女性児童課福祉総務係で女性政策担当
1996年 (平成8年)		「男女共同参画社会2000年プラン」策定	「KYOのあけぼのプラン」改定 京都府女性総合センター設置 (後に京都府男女共同参画センター(らら京都)に改称)	

国・京都府・亀岡市におけるこれまでの取組の概要（年表）

	世界	国	京都府	亀岡市
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正		「ゆう・あいプラン～亀岡市女性政策プラン～」策定 福祉部女性児童課女性政策係設置
1998年 (平成10年)				「亀岡市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
1999年 (平成11年)		「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画社会基本法」公布		女性の相談ネットワーク会議発足
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定		企画管理部生涯学習室人権啓発課男女共同参画推進係設置 「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
2001年 (平成13年)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」策定	「亀岡女性議会2001」開催 亀岡市男女共同参画推進本部設置
2002年 (平成14年)				「新ゆう・あいプラン～亀岡市男女共同参画計画～」策定 「亀岡市男女共同参画条例」公布
2003年 (平成15年)		「労働基準法」改正 「次世代育成支援対策推進法」公布 「少子化社会対策基本法」公布		女性の相談室設置 亀岡市男女共同参画審議会設置
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「京都府男女共同参画推進条例」公布	亀岡市男女共同参画推進員設置
2005年 (平成17年)	第49回国際婦人の地位向上委員会「北京+10」(ニューヨーク)	「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006年 (平成18年)		「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 「男女雇用機会均等法」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」実施
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定		

国・京都府・亀岡市におけるこれまでの取組の概要（年表）

	世 界	国	京都府	亀岡市
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」策定		
2009年 (平成21年)			「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定	「亀岡市男女共同参画に関する事業所調査」実施
2010年 (平成22年)	第54回女性の地位委員会「北京+15」	「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011年 (平成23年)			「KYOのあけぼのプラン（第3次）－京都府男女共同参画計画－」策定	「ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～」策定

※ 枠囲みは相互に関係性のある（→の流れのある）事象を示しています。

キーワード解説

ジェンダー・エンパワーメント指数

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出する。また、最近ではこれまでのGDI（ジェンダー開発指数）とGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）にかわり、男女間に存在する不平等を明らかにする指標としてGII（ジェンダー不平等指数）が使用されている。

亀岡ゆう・あいサポートシステム

男女共同参画の視点を持って、自主的な活動団体・グループの市による登録制度。登録されると、市の広報紙での活動紹介や市からの情報提供が受けられ、また、イベント参加などにより団体活動の活発化、相互の連携の促進が期待される。通称KYISS。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和がとれた状態を示す。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章ではこれを実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス / sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー / gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ポジティブ・アクション

積極的改善措置。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が該当する。

隠れたカリキュラム

学校における制度や慣行、教員の言葉や態度などを通して、無意識のうちに子どもたちに伝承され、影響を与えてしまう事柄。

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、経営内において家族一人ひとりの役割と責任を明確にするなど、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

エンパワーメント

女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力。

リーガルリテラシー

法律や条例、条約などの法的知識を習得し、理解し、主体的に活用することができる力のこと。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義されている。

ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など婚姻の有無を問わず親密なパートナー間の身体的・心理的暴力のこと。暴力には、身体的暴力(なぐる・蹴るといった行為)、心理的暴力(大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為)、経済的暴力(生活費を渡さないなど経済力を奪う行為)、社会的暴力(交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなど社会的に隔離する行為)、性的暴力(性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為)などがあり、多様な形態をとる。2001年(平成13年)にDV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が制定された。

メディア・リテラシー

メディアの内容を読み解き、主体的に選択し、活用できる能力。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性の性と生殖に関する健康と権利のこと。女性の健康を妊娠・出産にまつわるもののみととらえるのではなく、また、単に病気がないという状態のみではなく、女性自身の全生涯を通じた身体と性の健康が、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることをさす。安全な出産調整と自己決定の確立が重要だとされる。



ゆう・あいステッププラン
～亀岡市男女共同参画計画～

発行 平成 23 年 3 月 亀岡市
〒621-8501
京都府亀岡市安町野々神 8 番地
TEL 0771-25-5075 FAX 0771-22-6372
<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/>
編集 亀岡市 生涯学習部 人権啓発課

